

東温市自主防災組織
活動マニュアル



令和4年5月策定
東温市



目次

第1 自主防災組織とは

1 自主防災組織の役割	1
2 自主防災組織とは	2
3 自主防災組織の課題と今後の展開	2

第2 自主防災組織の活動

1 日常における活動	4
(1) 防災知識の普及・啓発	4
(2) 地域の災害危険個所の把握	5
(3) 防災訓練	6
ア 個別訓練	6
【訓練の流れ】	7
(ア) 情報収集・伝達訓練	8
【情報収集訓練の流れ】	9
【情報収集訓練の例】	10
【情報伝達訓練の流れ】	12
【情報伝達訓練の例】	13
(イ) 消火訓練	14
【消火訓練の流れ】	15
【消火訓練の例】	16
(ウ) 救出・救護訓練	17
【救出・救護訓練の流れ】	18
【救出・救護訓練の例】	19
(工) 避難訓練	20
【避難訓練の流れ】	21
【避難訓練の例】	22
(才) 避難所運営訓練（避難所体験訓練）	23
【避難所運営訓練の流れ】	24
【避難所運営訓練の例】	25
(力) 給食・給水訓練	28
【給食・給水訓練の流れ】	29
【給食・給水訓練の例】	30

イ	総合訓練	32
	【総合訓練とは】	32
ウ	体験イベント型訓練	33
	【体験イベント型訓練とは】	33
エ	図上訓練	33
	【図上訓練の流れ】	34
	【図上訓練の例】	35
(4)	家庭の安全点検	37
(5)	防災資機材等の整備、点検	38
	【防災資機材の整備、点検訓練の例】	40
	【自主防災組織備蓄資機材一覧表：例】	41
	【自主防災組織備蓄食料一覧表：例】	42
(6)	要配慮者への避難支援	43
(7)	他団体と連携した訓練活動の実施	44
2	地震災害時の活動	46
(1)	情報の収集及び伝達	47
(2)	出火防止、初期消火	48
(3)	救出・救護	49
(4)	避難及び避難所運営	50
(5)	給食・給水	52
3	風水害時の活動	53
(1)	情報の収集及び伝達	53
(2)	避難及び避難所運営	54

第3 避難施設一覧

1	指定緊急避難場所	56
2	指定避難所	57
3	福祉避難所	58
4	災害物資拠点場所	59

《要綱等》

- 1 東温市自主防災組織設置要綱 63
- 2 東温市自主防災組織に対する防災資機材貸与規程 65
- 3 東温市自主防災組織育成事業補助金交付要綱 67
- 4 東温市自主防災組織活性化支援事業費補助金交付要綱 72
※令和3年度末終了（一部組織が活用）
- 5 東温市防災士資格取得支援助成金交付要綱 75
- 6 東温市防災行政無線戸別受信機等購入費補助金交付要綱 78
- 7 東温市防犯灯設置補助金交付要綱 81
- 8 とうおんアプリ 83

【策定改正等】

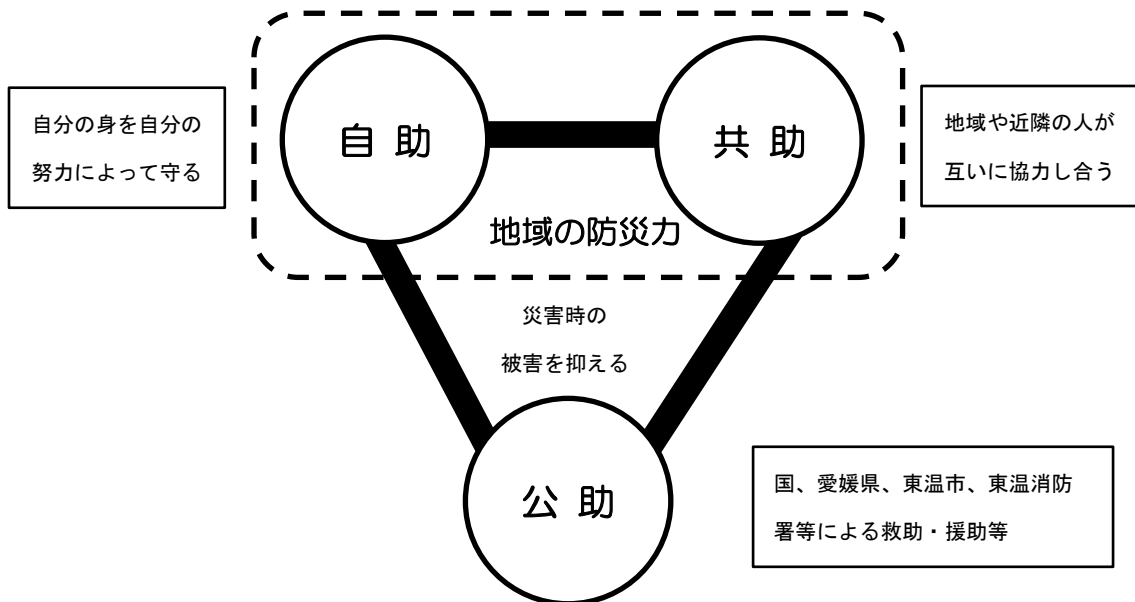
令和 4年 5月 1日策定

第1 自主防災組織とは

1 自主防災組織の役割

災害対策基本法において、災害が発生した場合、東温市（以下「市」という。）は住民に最も身近な行政主体として、市の有するすべての機能を十分に活用し災害応急対策にあたるが、自主防災組織は、地域防災計画の定めるところにより、市と協力して災害応急対策を行う。

大規模な災害が発生したとき、被害の拡大を防ぐためには、国や愛媛県、市の対応いわゆる「公助」だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しいため、自分の身は自分の努力によって守る「自助」とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まり、互いに協力し合って、防災活動に組織的に取り組む「共助」が必要となる。そして、「自助」「共助」「公助」が有機的に繋がることで、被害の軽減を図ることができる。



2 自主防災組織とは

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法では、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（災害対策基本法第2条の2第2号）として、市町村がその充実に努めなければならない旨を規定している。

自主防災組織が取り組むべき活動は、災害の種別、地域の自然的、社会的条件、住民の意識等が、地域によって様々あるため、活動の具体的範囲及び内容を画一化することは困難で、市において地域の実情に応じた組織の結成を進めることが必要で、自主防災組織は、地域において「共助」の中核をなす組織であるため、自治会等の地域で生活環境を共有している住民等により、地域の主体的な活動として結成・運営されることが望まれる。

特に災害によって地域が孤立した場合は、普段から生活環境を共有している住民同士が相互に協力し合う「共助」が被害軽減のために最も重要な行動となる。

なお、自主防災組織が日頃から取り組むべき活動は、防災知識の普及、地域の災害危険個所の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備等がある。

また、災害時には、情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水等の活動が挙げられる。そして、近年の災害の教訓を踏まえ、自主防災組織は、防災教育、避難行動要支援者対策、避難所運営に取り組むことが期待されている。

3 自主防災組織の課題と今後の展開

地域防災力を向上するための住民活動は、様々なコミュニティ活動の核にもなるべきものである。そして、防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしへの関心や意識が、日常生活の中で高まることにより、自主防災活動が活性化するとともに、希薄になりつつある地域社会での連帯意識が醸成されていくことも期待される。

消防庁が平成28年に行った自主防災組織に対するアンケート調査では、多くの自主防災組織は、リーダー等の人材育成が進んでいないことや、防災活動

の参加者が少ないこと、また、活動費や資機材の不足が課題と感じている。こうした課題は、組織の活動環境や人的・物的資源の不足等、様々な条件が重なり生じているとみられ、組織が比較的小規模であることもその要因の一つとして挙げられる。

したがって、自主防災組織における今後の展開としては、近隣の自主防災組織が連絡を密にし、課題の解消や大規模災害時への対応に備えるとともに、消防団をはじめとする様々な地域活動団体と連携を図りながら地域のすべての力を集結した取り組みを進めることが重要である。また、住民の自主防災組織への参加意識を高めるほか、活動に参加しやすい工夫や新たな切り口による活動の活性化等が必要であると考えられる。

そのほか、平成16年6月に成立した「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」においても、自主防災組織の「地域の安心・安全を守る」活動として、大規模災害時の初動対応のような住民の避難誘導や被災者の救援等の局面での協力が期待されている。



第2 自主防災組織の活動

1 日常における活動

自主防災組織における日常の活動は、災害時に効果的な活動ができるように訓練し、備蓄等の必要な災害への備えを行うこと、そして、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭が災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことが重要である。

なお、活動の実施にあたり、「日常の活動がいざというときに役立つ」という実効性に基づき、防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしを守るための活動を、自分たちの日常生活の中でどのように取り込めるのかを念頭に置きながら活動を計画し、継続的に取り組むことが望まれる。

(1) 防災知識の普及・啓発

ア 地域ぐるみで防災意識の醸成

自主防災組織の活動において、地域住民が防災に関する知識を習得できるようにするには、あらゆる機会をとらえ普及・啓発に取り組み、地域ぐるみで防災意識を醸成する必要がある。

主に以下のような方法がある。

- ・ あらゆる会合の機会をとらえ、できるだけ話し合う機会を増やす。
- ・ 地域の行事やイベントの中で、防災意識をつける機会をつくる。
- ・ 市や東温消防署等の講演会や研修へ参加する。
- ・ 市が定めている地域防災計画等の内容を十分に理解するため、市や東温消防署等から説明を受け、協議する機会を設ける。
- ・ 災害の発生した現地を視察し、被害状況や対応方策を考える。
- ・ 地域の過去に発生した災害事例、体験をまとめた広報誌を作成する。
- ・ 防災知識に関するチラシやパンフレットを作成、配布する。

特に子どもを対象に防災知識の普及・啓発を行うことは、災害時に子どもたちが適切に行動することができるようになるだけでなく、家庭への普及も期待されるので、積極的に防災教育に取り組むべきである。

イ 家庭内の安全対策

防災知識の普及・啓発とともに、各家庭においても災害に対する備えをしておくことは、各自の生命、身体、財産を守るばかりでなく、地域の被害を軽減するために必要不可欠である。

また、家庭における防災対策は、防災意識や危機意識の風化に伴い、具体的な行動に結びつかない状況も見られるため、自主防災組織の活動として継続的に取り組むべきである。

なお、阪神・淡路大震災では亡くなった方（神戸市内）の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものであった。

また、発災直後は道路の損壊や交通渋滞により、食料や飲料水等の救援物資が十分に行き渡らない避難所があったことから、各家庭における普段からの備えは非常に重要と言える。

家庭内の具体的な安全対策は以下のようなものがある。

- ・ 耐震診断等の建物の安全策
- ・ 家具等の転倒・落下防止
- ・ 防災用品、食糧・飲料水等、物資の事前準備
- ・ 住宅用火災警報器の設置の促進、初期消火等、住宅防災対策

(2) 地域の災害危険個所の把握

地域の災害危険個所を把握し、防災に関する認識を高めることも大切である。

具体的には以下のような視点から、地域の危険個所について把握するとよい。

- ・ 地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険区域、ブロック塀等の安全度等の実態把握を行う。
- ・ 地域内の消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として古井戸、小川等の活用も検討しておく。
- ・ 地域の災害履歴や、災害に関する伝承等を知ることにより、予防・応急活動に効果的に活用していく。
- ・ 市等が作成した「ハザードマップ」等を活用し、災害に応じた危険個所を把握しておく。

こうして把握した危険箇所は、想定される被害や防災拠点等とあわせて、「防災マップ」としてまとめると、実際の災害時に役立つほか、地域住民とともに作成することによって、地域の防災意識の向上にも効果が期待される。

そのため、地域住民の参加を促すため、地域内を実際に歩いてみるイベントを行うほか、こうした行動の結果を防災マップづくりに繋げてみるのもよい。

(3) 防災訓練

自主防災活動の核となる防災訓練は、自主防災組織の防災計画に基づき実施される。

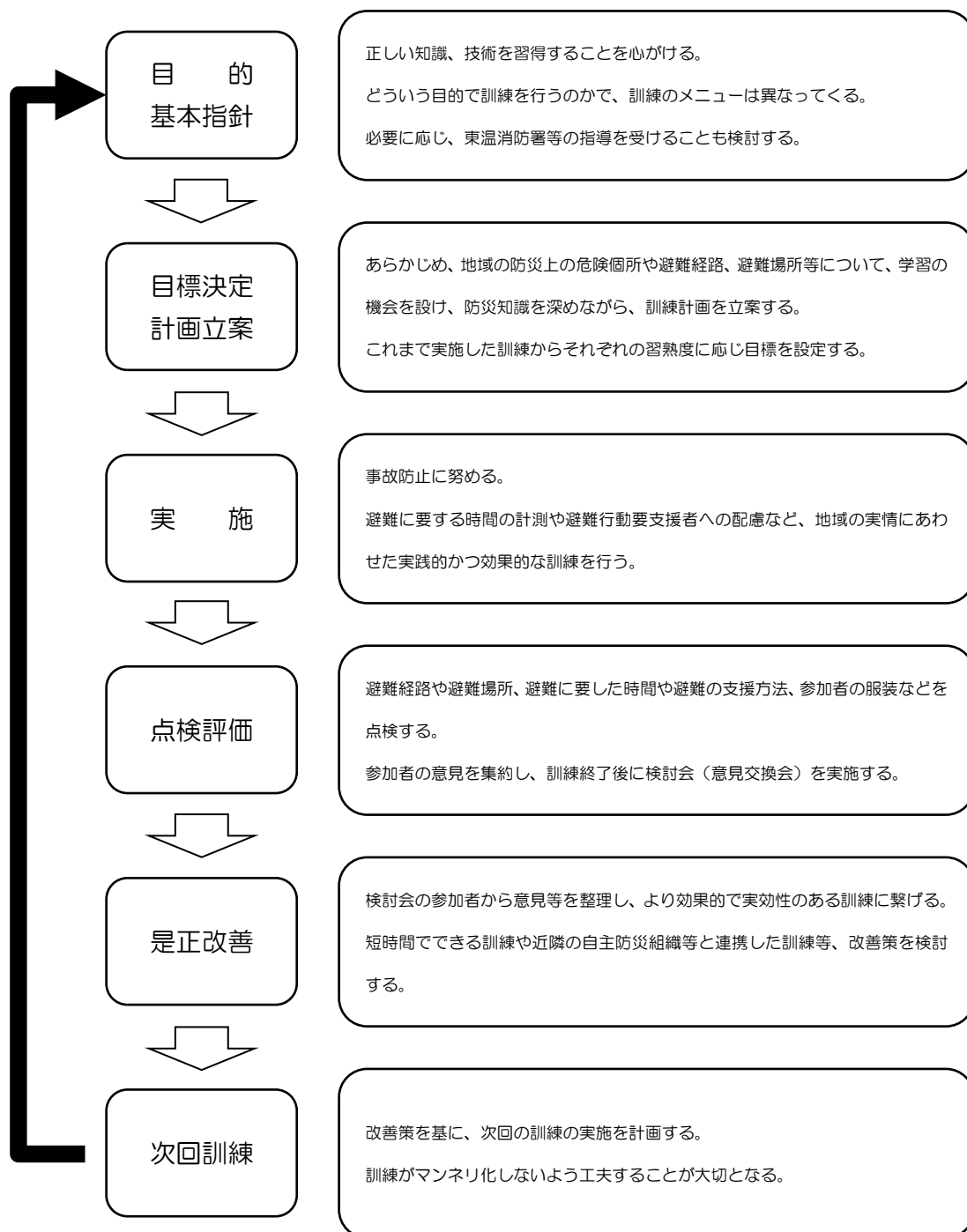
訓練にあたっては、以下のような点に留意する必要がある。

- ・ 正しい知識、技術を習得するために、東温消防署等の指導を受ける。
- ・ 訓練終了後に、訓練内容を見直して必要な改善を行う。
- ・ 地域内の事業所等の自衛消防組織、さらには近隣の自主防災組織とも共同して防災訓練を行う。
- ・ 特定の災害だけでなく、地域の実情に即した訓練内容とする。
- ・ 避難行動要支援者にも配慮した効果的な訓練内容とする。
- ・ 市や東温消防署等が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。
- ・ 短時間で訓練を行えるよう実施方法等を工夫し、毎年定期的に行う。
- ・ 固定観念にとらわれず、応用動作ができるようにする。
- ・ 訓練にあっては、事故防止に努める。
- ・ 訓練の実施を市町村などに届け出ることとなっている場合は、忘れずに届け出る。

ア 個別訓練

個別訓練には、「情報収集・伝達訓練」、「消火訓練」、「救出・救護訓練」、「避難訓練」、「給食・給水訓練」等があり、各班において知識・技術の習得に向けて、繰り返し行う必要がある。

【訓練の流れ】



継続的で充実した訓練の実施が必要！！

(ア) 情報収集・伝達訓練

災害情報の収集・伝達方法として、ラジオやテレビなどの報道機関による情報やインターネットを通じた情報も有効であるが、地域で情報収集・伝達を行う際には、自主防災組織の果たす役割が極めて重要である。

災害情報の収集・伝達では、自主防災組織を災害情報の中継点として位置付け、これを通じて市や東温消防署等からの情報を地域住民に伝えたり、逆に地域の被害状況、住民の避難情報などを自主防災組織で収集し、市や東温消防署等に報告するための訓練を行う。

また、地域の被害想定等をもとに訓練を行うとより実践的な訓練となる。

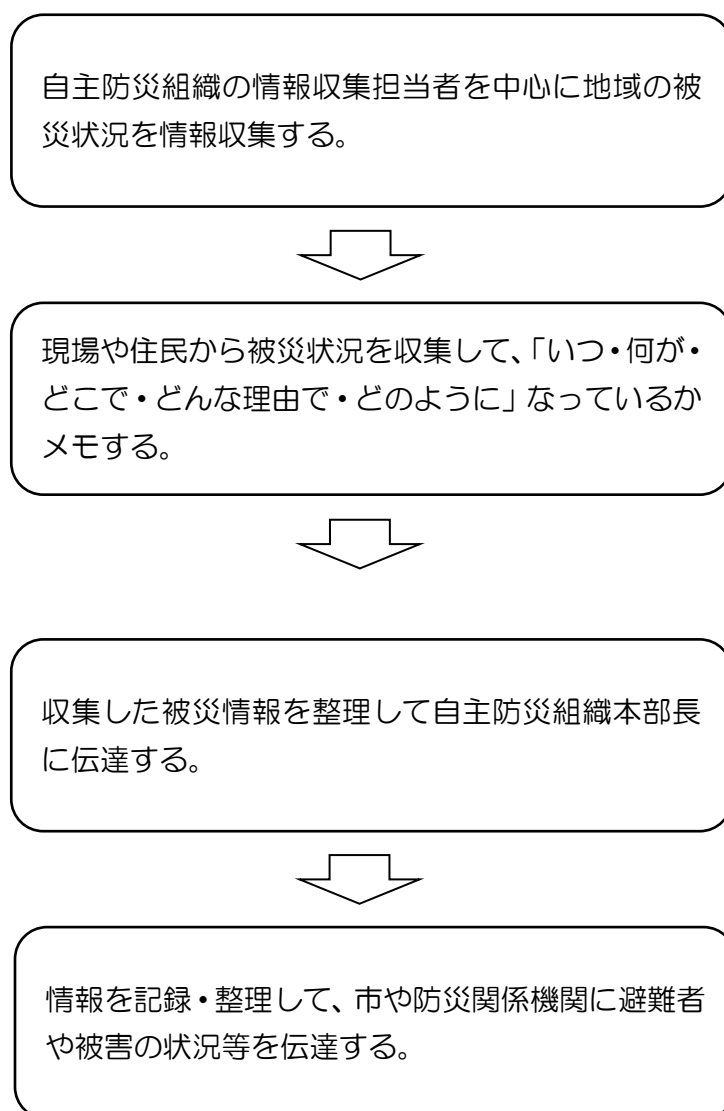
a 情報収集訓練

地域内の被災状況、災害危険個所の巡回結果及び避難の状況等の情報を正確に収集する。また、収集した情報を市や東温消防署等と共有する。



【情報収集訓練の流れ】

災害発生後、地域の被災状況や住民の安否確認、自宅での生活が可能か避難所での生活が必要かなどを調査し、収集した情報を正確・迅速に自主防災組織の本部長や防災関係機関に報告する訓練



<注意すべき事項>

- 詳しい状況が不明の場合は、概要のみを第1報として速やかに報告する。
- 第2報以降はできるだけ事実を確認して報告する。
- 入手した情報は情報源を必ず確かめる。
- 放送担当窓口を決めて、情報を取りまとめる。
- 情報を残すため、火災や避難など重要な情報はメモしておく。

【情報収集訓練の例】

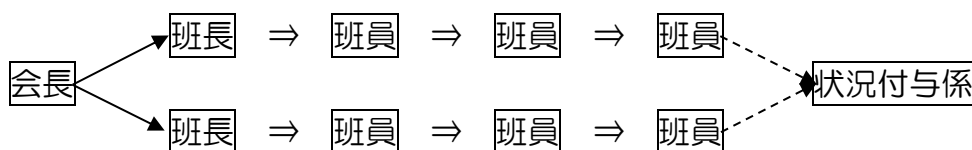
a 訓練の目的

電話連絡網等を使用し、災害情報を正確に早く収集できるようにする。

b 訓練の編成

状況付与係 2人

訓練参加者 電話連絡網にある各世帯で各1人が参加



c 訓練隊形

電話口での待機となるが、携帯電話を使用する場合は適宜で可

d 計画時間（約1時間を想定）

状況付与①の伝達に開始から	20分間
開始20分後に情報付与②の伝達に	20分間
状況付与係の結果整理に	20分間

e 準備用品

状況付与①カード、状況付与②カード

f 訓練手順

(a) 事前周知

- 訓練実施要領等について、実施日までに説明又は資料配布等により訓練参加者へ周知

(b) 状況付与

- 状況付与係から会長へ状況付与カードにより20分おきに2種類の情報を付与する。

※ 付与カードの例

「〇〇地区の〇〇です。昨夜からの大雨により、今朝5時30分、〇〇地区で、がけ崩れが発生しました。」

「がけ崩れによる負傷者は〇人で、けが人の氏名は〇〇さんです。ケガの程度は〇〇です。また、今後けが人が増加する可能性があります。」

「現在は、傷口の消毒をしています。」

また、避難所における避難数や避難状況についても収集すること。

(c) 情報収集

- 地域ごとに情報を収集するし、必ずメモをとること。
- 情報を収集した人の氏名、日付、時間をメモしておく。
- 収集した情報について報告を受け、地域ごとに取りまとめる。
※ 口頭のみによる報告はしない。
- 取りまとめた情報を市に報告する。報告をした人の氏名、日付、時間及び相手方の氏名をメモしておく。

b 情報伝達訓練

地域住民から収集した情報を整理し、自主防災組織本部へ報告する。また、地域住民にも整理した情報を伝達する。その際、各世帯への情報伝達を効率よく行うため、あらかじめ情報伝達経路を定めておくことも重要である。

なお、情報の収集・伝達手段として無線を活用する場合は、混信を起こさないよう指揮者（班長）の通信統制に従う無線機の運用訓練が欠かせない。

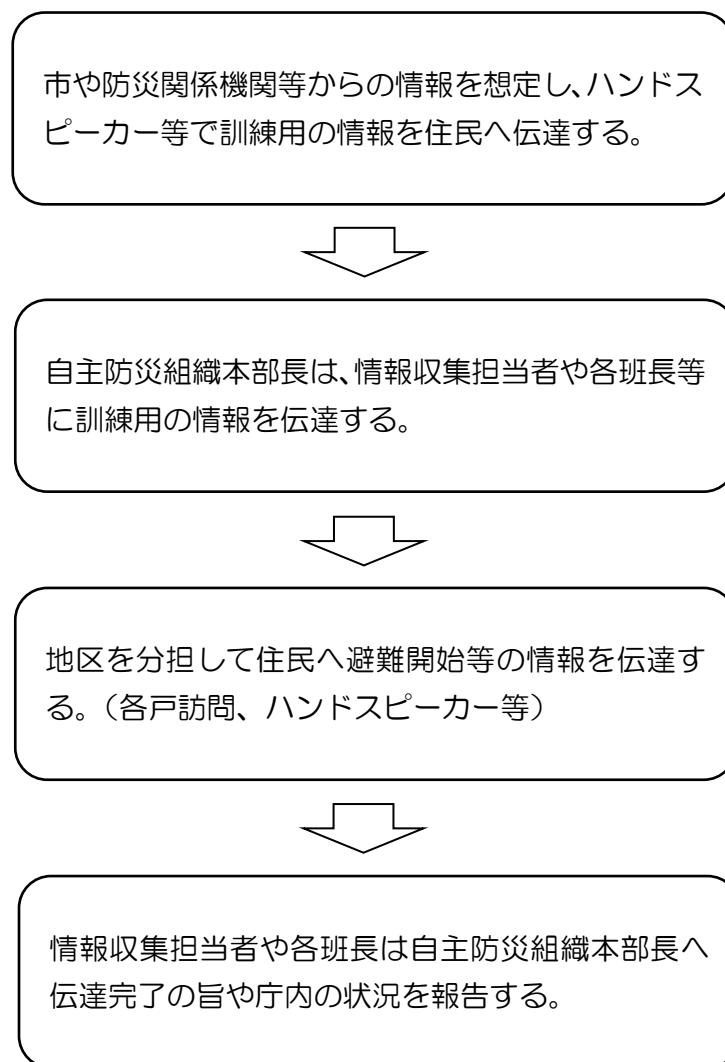
災害発生時には、地域の被害状況を迅速かつ正確に収集・伝達する必要があるため、自主防災組織としては、地域の中で情報を収集・伝達しやすい単位、例えば10～20世帯で分割する等、地域の中で起きている状況を自分たちでしっかり確認できるような情報収集・伝達体制をあらかじめ検討しておく、災害時により効率よく活動することができる。

また、被害状況だけでなく、どういった人が地域で困っているのか等、人に関する情報についても収集するようにしておく、災害ボランティアや社会福祉協議会と連携する際に有効な情報となりうる。



【情報伝達訓練の流れ】

ラジオ、テレビ、市や防災関係機関等から得た情報や避難の呼びかけを正確・迅速に伝えるためにその手順の訓練



<注意すべき事項>

- 伝達は難しい言葉避け、簡単な言葉を使う。
- 口頭だけでなく、可能な範囲でメモ程度の文書を渡す。
- 正確に情報を伝達するため、受信者は復唱する。
- 数字や時間は忘れやすいので、伝達には特に注意する。
- 各世帯へ情報を正確かつ効率よく伝達するためのルールを決めておく。
- 視聴覚などに障がいがある人への伝達には十分配慮する。

【情報伝達訓練の例】

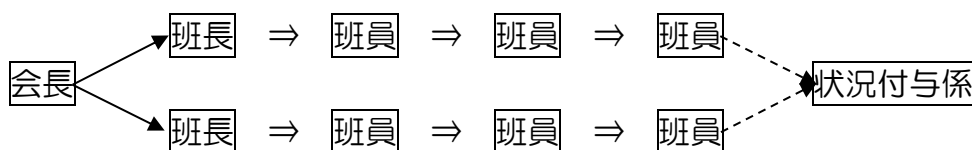
a 訓練の目的

電話連絡網等を使用し、災害情報を正確に早く伝えるようにする。

b 訓練の編成

状況付与係 2人

訓練参加者 電話連絡網にある各世帯で各1人が参加



c 訓練隊形

電話口での待機となるが、携帯電話を使用する場合は適宜で可

d 計画時間（約1時間を想定）

状況付与①の伝達に開始から	20分間
開始20分後に情報付与②の伝達に	20分間
状況付与係の結果整理に	20分間

e 準備用品

状況付与①カード、状況付与②カード

f 訓練手順

(a) 事前周知

- 訓練実施要領等について、実施日までに説明又は資料配布等により訓練参加者へ周知

(b) 状況付与

- 状況付与係から会長へ状況付与カードにより20分おきに2種類の情報を付与する。

※ 付与カードの例

「昨夜からの大雨により、今朝5時30分、〇〇地区で、がけ崩れが発生し、2人が大けがをしました。雨はまだ降り続きますのでご注意ください。」

「市役所からの情報によると、このまま雨が降り続いた場合、今夜7時こ

ろには避難指示が発令される可能性があるとのことです。避難所へ持っていくものを早めに準備しておいてください。」

(c) 情報伝達

- 電話連絡網に従い、逐次情報を伝える。情報を受けた人はその時間を記録しておき、後で状況付与係に伝える。
- 伝えるべき相手が通じない場合はその人をとばして次の人に伝える。
- 電話連絡網の最後の人は聞いた情報内容を状況付与係に伝える。

(d) 結果まとめ

- 情報付与係は、最初に会長へ付与した情報内容と最後の人から受けた情報内容を比較し、伝達の正確度を判定する。
- 情報付与係は訓練後に全参加者の電話受け時間及び受けた内容を把握し、情報伝達の時間的な推移や内容を確認する。
- 結果については、集会等の場を利用して訓練参加者に説明する。

g その他

- 訓練不参加者が多数の場合は、不参加者を外した電話連絡網を事前に作成し、訓練参加者に配付した方が効率的である。不参加者が少ない場合は既定の電話連絡網を使用するとよい。
- 公民館等に集合し、電話機を使用しないで直接文章を伝える方法（伝言ゲーム）でも訓練は可能です。



(イ) 消火訓練

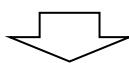
オイルパンや「まと」等を使用して、消火器、三角バケツ、可搬式小型動力ポンプ等により消火する等、消火用資機材の使用方法及び消火技術を習熟する。

災害時、出火防止や初期消火は被害の拡大防止に非常に重要であるため、自主防災組織は、消火訓練とともに、火災予防運動等あらゆる機会をとらえ、防火意識の向上に努め、日頃から地域ぐるみで出火防止に心がける必要がある。

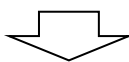
【消火訓練の流れ】

消火用バケツや消火器を使用して初期消火の方法や消火器の使い方を習得します。

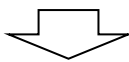
できるだけ姿勢を低くして、煙や熱から身を守るようにして消火する。



粉末消火器は火が消えたように見えても再び燃え上がる可能性があるため、バケツで水をかける。



強化液消火器は壁などが燃えない場合に、上からかけると効果がある。



炎が天井に燃え移ると、一気に燃え広がる危険性があるため、消火をやめて避難する。

<注意すべき事項>

- 途中で安全ピンを抜くと消火する前に薬剤が噴射したりして役に立たないことがあるため注意する。
- 炎の大きさに惑わされず、燃えているものをしっかり確認する。
- 室内における初期消火の限界は天井に燃え移るまでとする。
- 地域に設置されている消火器の場所を把握しておく。
- 地域に設置されている消火栓の場所を把握しておく。

【消火訓練の例】

a 訓練の目的

消火器、バケツリレーにより、火災を出火初期のうちに消すことができるようにする。

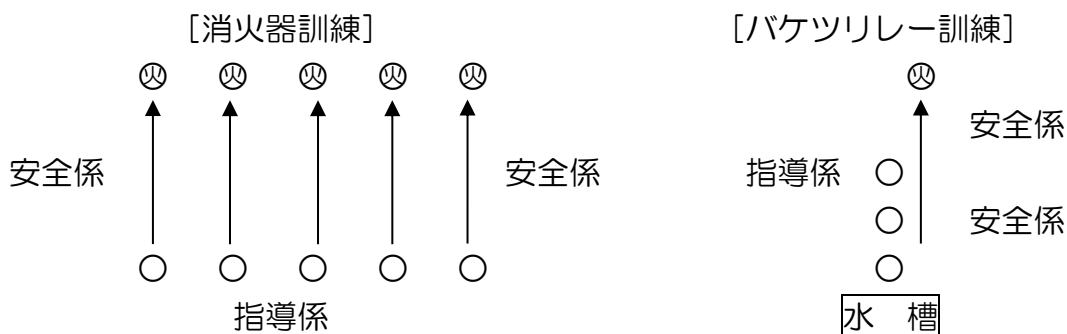
b 訓練の編成

指導係 訓練実施者10人に対して1人（東温市消防署職員若しくは消防団）

安全係 2人

訓練参加者 5人1組で班を編成

c 訓練隊形



d 計画時間（約1時間を想定）

全般説明	5分
消火器操作法説明	5分
消火器訓練	20分
体系移動	5分
バケツリレー訓練	20分
振り返り	5分

e 準備用品

水消火器	必要数
火元表示板	5個
バケツ	10個以上
水槽	1～2個



f 訓練手順

(a) 消火訓練

- 最初に指導係が消火器の操作方法について説明
- 同時に5人が火元に向け手前側から放水
- 消火開始時、訓練実施者は、「火事だ！」と大声で叫ぶ

(b) バケツリレー訓練

- 1個の火元に訓練実施者10人以上で班を編成し実施する。
- 訓練実施者は向かい合わせ（1列もあり）に並びバケツを中継する。
- 火元には風上側の安全な距離から放水する。
- 空バケツは先頭の者が数個まとめて速やかに水槽に戻す。

g その他

- 事前に市、東温市消防署、消防団に連絡し、指導・協力を依頼する。
- 「火元表示板」は工夫して作成するか、市、東温市消防署に相談する。
- バケツリレー時の水の量はバケツの半分程度にしておくこと運搬が容易になる。また、水が用意できない場合は、水の代わりにバレーボール等を使用するとよい。
- バケツの取っ手の上部と下部を交互に握って送るとスムーズになる。

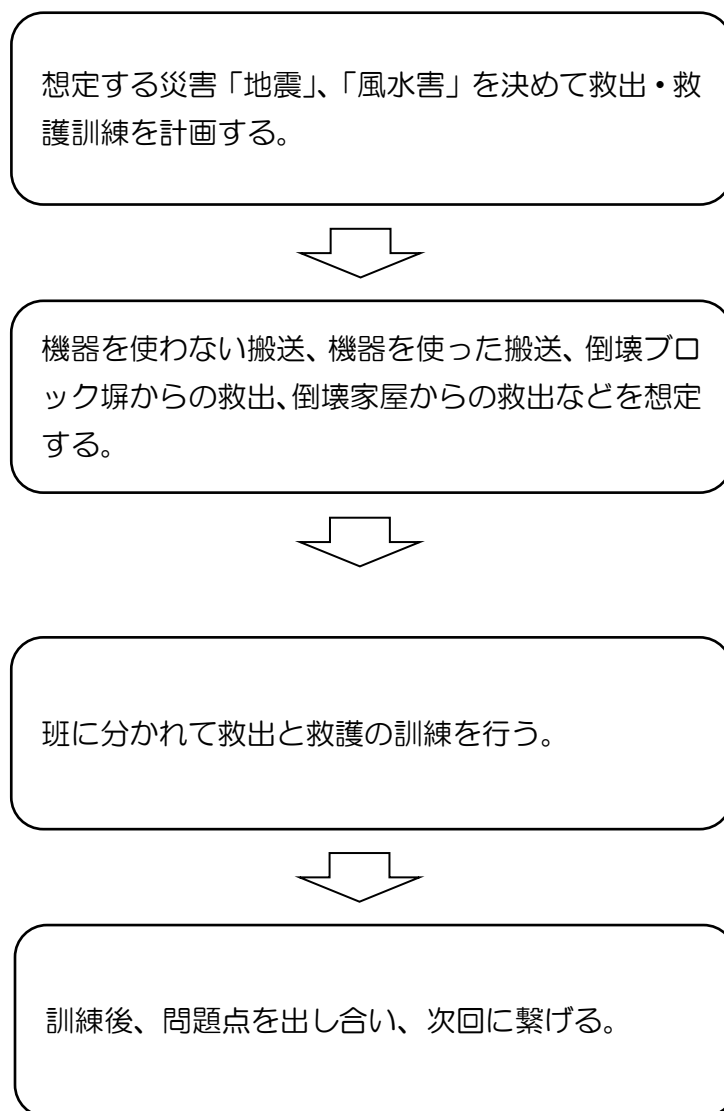


(ウ) 救出・救護訓練

はしご、ロープ、エンジンカッター等の救出用資機材の使用方法や負傷者等の応急手当の方法、救護所への連絡、搬送の方法等について習熟する。

また、AED（自動体外式除細動器）をはじめとする救急救命資機材の使用方法、負傷者の応急手当の方法といった救護の要領について、日頃から東温市消防署、日赤等が実施する普通救命講習を受講する等により習熟しておく。

【救出・救護訓練の流れ】



<注意すべき事項>

- 機器を使わない場合は、1人での搬送と複数人での搬送を行う。
- 機器を使う場合は、担架、車椅子、リヤカーでの搬送を行う。
- 倒壊ブロック塀を想定する場合は、廃材等を利用すること。
- 倒壊家屋を想定する場合は、廃材等を利用すること。
- 土木建設業者等が地域内にいる場合には、重機を使用した訓練もよい。
- ロープの結び方を訓練しておくといよい。

【救出・救護訓練の例】

a 訓練の目的

応急担架の作成、搬送及び救急法（心臓蘇生法、AED使用法）について訓練し、災害発生時の負傷者等に対する対応能力を向上する。

b 訓練の編成

指導係 訓練実施者10人に対して1人（東温消防署職員）

安全係 1人

訓練参加者 10人1組で班を編成

c 訓練隊形

10人で円をつくる

d 計画時間（約2時間を想定）

全般説明 10分

患者搬送訓練 30分

休憩 10分

救急法訓練 60分

振り返り 10分



e 準備用品

担架棒×6、毛布×6、古着上下×各15着程度

訓練用AED×3、訓練人形×3、ブルーシート（7m×7m）×3

f 訓練手順

（a）各班同時に患者搬送訓練、救急法訓練を順番に実施する。この際、最初各班ごとに指導係が展示・説明したのち訓練参加者が実際に体験する。

（b）患者搬送訓練

- ・ 毛布を使用した担架、古着を使用した担架の順に訓練する。
- ・ 担架ができれば、1人を乗せ2人又は4人で短距離を搬送訓練する。

（c）救急法訓練

- ・ 心肺蘇生法及びAED使用法について実施する。
- ・ 訓練参加者は最小限全員が体験し、指導係の指導を受ける。
- ・ 東温市消防署又は日本赤十字社が実施する普通救命講習が望ましい。

g その他

- ・ 救護訓練には有資格者による指導が必要なため、事前に東温市消防署に指導を依頼する。
- ・ 救急法の訓練では、傷病者役をあらかじめ決めておくことよい。
- ・ 各班の実施場所は、お互いに影響を及ぼさないよう距離をとる。

A E D（自動体外式除細動器）について

A E D（自動体外式除細動器）とは、心臓の突然の停止（心室細動）の際に電気ショックを与え（電氣的除細動）、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器である。

救急の現場で一般の人でも簡単に安心して除細動を行えるよう設計されており、傷病者の心臓のリズムを自動的に調べて、除細動が必要かどうかを自動的に決定するとともに、救命の手順を音声にて指示するため、除細動を含めた救命行為が簡単にできる仕組みになっている。

A E Dには様々なタイプの機種があるが、基本的に機能は共通しており自宅、学校、職場、たくさん人が集まる公共の施設等に配備され、A E Dを使うことで、緊急時の救命に役立てられることが期待されている。

自主防災組織がある地域のどの施設のどこにA E Dが設置されているか確実に把握しておく必要がある。

A E Dの機種によっては、大人用パッドと子供用パッドが違う場合があるため、これらも把握しておくことよい。

(工) 避難訓練

突然の災害にも落ち着いて避難行動をとることができるようにするには、普段から避難経路・避難所を確認しておくことが重要である。

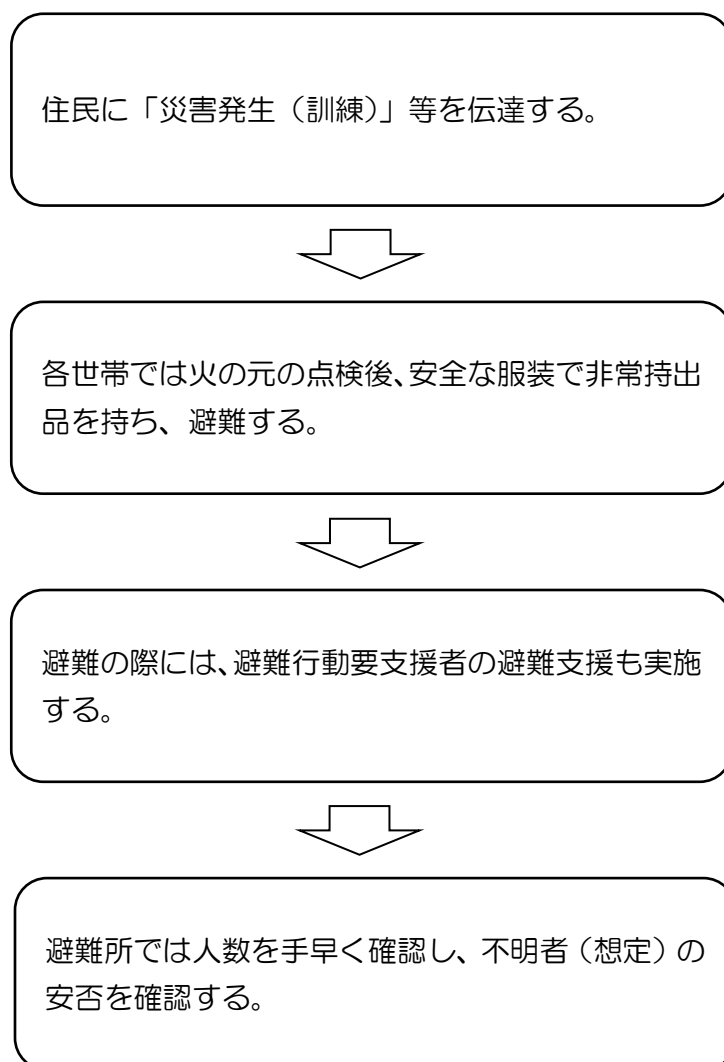
避難訓練の際には、参加者は避難経路や避難所の安全について確認するとともに、避難時の非常用持出品や安全な服装について留意する必要がある。

自主防災組織としては、避難誘導班を中心として組織ぐるみで避難の要領を把握し、定められた避難所まで迅速かつ安全に避難できるようにする。その際、地区内の避難状況の把握方法の確認や、避難行動要支援者の避難支援が想定どおり機能しているかチェックを行うことも重要である。

なお、避難等で自宅を離れる際、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めておくことを訓練時にも再確認する必要がある。

【避難訓練の流れ】

実際に避難経路を通して避難場所に避難する。避難時の携行品や服装、誘導方法等を確認し、担架、車椅子などを活用した避難行動要支援者の避難支援も実施する。点呼を取るなど一時的に集合する場所に集まってから避難場所へ避難する等必要に応じて避難方法を検討する。



<注意すべき事項>

- 人から人へ避難の呼びかけを伝達し、安全な場所や経路に適切に誘導する。
- 避難中はラジオから情報を入手し、避難完了までの時間を計る。
- 夜間や悪天候時には、避難や確認に更に時間がかかることを想定する。
- 避難行動要支援者の状況を把握し、避難支援訓練をする。その際は、名簿を活用した安否確認や、個別避難計画の内容に基づいた避難支援等を実施する。

【避難訓練の例】

a 訓練の目的

自宅から避難所等まで実際に歩いて所要時間、災害発生時に予想される障害、予備経路等について確認し、災害発生時に円滑に避難できるようにする。

b 訓練の編成

指導係 班ごとに1～2人

安全係 避難経路上交通状況等に応じて配置

訓練参加者 訓練後の検討が容易になるよう地区ごとに班を編成

c 訓練隊形

避難所等への参集後検討が容易になるよう、地区ごとに集まりその後全員が1ヶ所に集まり検討会を行う。

d 計画時間（約2時間を想定）

自宅から地区への集合、全体での集合から避難所への移動	50分
地区別の検討会	30分
全体の検討会	30分
振り返り	10分

e 準備用品

検討に必要な地域の地図×班の数、筆記用具、手旗等

f 訓練手順

(a) 避難行動

- 訓練当日までに訓練実施要領（避難開始時間、避難目標等）及び避難行動の間に確認すべき事項（所要時間、災害発生時に発生が予想される障害、予備経路等）等について各参加者に事前周知する。
- 避難開始はサイレン、電話（メール）又は時刻指定等により訓練参加者に伝達する。この際、サイレンを使用する場合は、市及び近隣自治会と調整すること。
- 各参加者は各自ごとにあらかじめ示された避難所に徒歩で避難する。
- 指導係は避難経路上の要点で参加者の避難状況等を確認する。

(b) 地区別検討会

- 指導係が中心となり、避難にあたっての問題点等について訓練参加者の

意見をまとめる。

- 検討結果をできる限り地図上に展開し、総合検討会での地区の発表を容易にする。

(c) 総合検討会

- 訓練企画担当者又は指導係代表者等が検討会を進行する。
- 各地区の検討結果を逐次発表した後、円滑に避難するために必要な平素からの心構え、資機材の準備等をまとめる。

g その他

- 訓練企画担当者及び指導係等は検討会を円滑に進行するため、事前に各避難経路等を確認して問題点等の腹案を持っておくことよい。
- 検討会はまとまった結論を求めるより、勤めて多くの訓練参加者から意見が発表されるように努めること。
- 避難行動時に独歩困難者の車椅子を押ししたり、お年寄りを介助したり等の避難行動要支援者支援訓練も同時に行うことよい。
- 時間がないときは、検討会を実施せず、訓練企画担当者等による総評を行って簡単に終わることもできる。

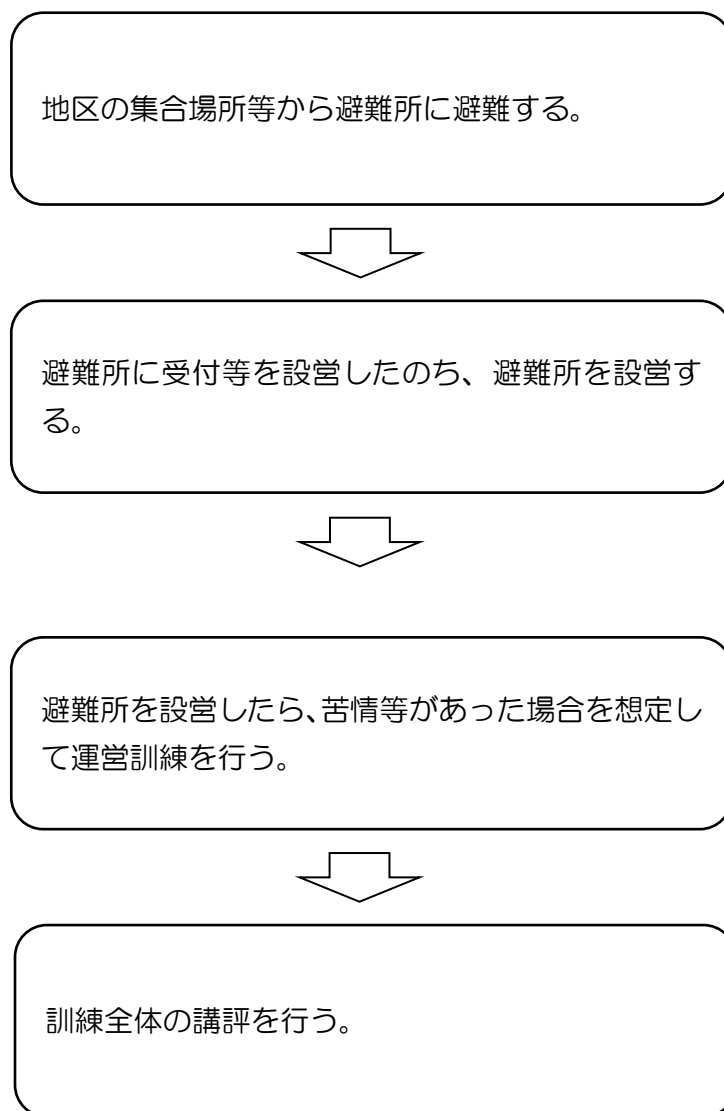


(才) 避難所運営訓練（避難所体験訓練）

災害時に開設される避難所の運営には、地域のことをよく知る自主防災組織が積極的に関わる必要があることから、避難所の運営や避難者に対する生活支援の方法について訓練を行う。

また、避難所での生活を訓練することを通じて、避難の際の所持品や平常時からの準備について考え、地域住民の防災意識を高めることができる。

【避難所運営訓練の流れ】



<注意すべき事項>

- ペット同行避難時のペットへの対応を検討しておくこと。
- 避難所では、ペットは避難者と別に飼養するため、ケージ等を用意するよう指導すると同時に、ペットの食事も飼い主が用意する旨伝えておくこと。
- 避難行動要支援者のスペースについて検討しておくこと。

【避難所運営訓練の例】

a 訓練の目的

避難所運営チームとしての各種事態への対応検討を通じて、避難所内の配置、避難所運営チームの区分・担当業務・業務処理要領、必要とする資機材、他機関等との調整事項等、避難所運営について理解を深める。

ここでは、集会所における避難所運営訓練について解説する。

b 訓練の編成

指導係 全般指導係 1 人、班指導係各 1 人 計 5 人

訓練参加者 10 人 1 組で班を編成

c 訓練隊形

新型コロナウイルス感染症対策及び男女共同参画並びにプライバシーに配慮した区画割を検討する。

d 計画時間（約 2 時間を想定）

全般説明 10 分

対応検討 80 分

班ごとの発表 30 分

e 準備用品

ワンタッチテント、間仕切りシート、筆記用具、メモ、セロハンテープ
ポータブルトイレ、トイレテント、給水袋他避難所運営に必要なもの

f 訓練手順

(a) 全般説明

- ・ 訓練の進め方等について説明する。
- ・ 3分ほどを使って、班ごとに自己紹介と避難所運営チームの各班担当、進行係及び記録係を決める。

(b) 対応検討

- ・ 実際に避難所の設営を行ったうえで、想定事態について検討する。
- ・ 班指導係から想定事態を 1 件ずつ進行係に付与、進行係は全員の前で内容を読み上げ、班内の意見を聴いて対応すべき係を指名する。
- ・ 指名された係担当者が想定事態への対応案を全員に説明したのち、それをたたき台として班の全員で自由に意見を出す。

- 記録係は出た意見を必要に応じメモ又は図上に記入、表示する。
- 班指導係は、付与した想定事態に対する検討がおおむね終了するのを見計らって次の想定を付与する。この際、可能であれば、付与のタイミングを除々に早め、訓練参加者がやや混乱した状態で対応を検討せざる負えない状況にする。

(c) 班ごとの発表

- 検討した内容及びその結果得られた避難所運営のポイント等を班ごとに発表する。
- 避難所運営のポイント 各系の業務内容、所要人数、避難所内の場所、必要な資機材等を検討する。

g 訓練開始時の設定

- 実際に避難所を設営し、各係で担当業務を確認する。
- 代表的な係、業務は以下のとおり
 - 総務班（総括係：地域連携、他機関調整、郵便物、取材対応等）
 - // （被災者係：受付、名簿管理、問合せ対応等）
 - // （情報係：情報収集、情報発信、情報伝達、デマ防止等）
 - 供給班（食料係：食料調達、炊出し等）
 - // （物資係：物資調達、受入、管理、配分等）
 - 環境班（施設係：避難所内配置、施設修理、防火等）
 - // （衛生係：衛生管理、ごみ、風呂、トイレ、清掃対応等）
 - 福祉班（保健係：医療、介護活動、生活相談、こころのケア等）
 - // （要保護者係：災害時要援護者支援、ニーズの把握等）
- 各班において、業務内容を踏まえた訓練を行う中で、避難者から想定事態が発生したと仮定して想定訓練を実施すると設営訓練に併せて運営訓練が実施できる。

h 想定事態の例

- 最初に到着した人が好きなだけ場所を確保している。
- 外国人が日本語を理解できず困っている。
- 地震で避難所の屋根が傷み雨漏りしそう。
- 避難所内で喫煙している人がいる。
- 冷え性なので毛布をもう一枚ほしい。
- ストレスから育児放棄気味の世帯がある。
- 入試前で受験勉強をしたいができない。
- 持病の薬がなくなりそうだ。通院もしたい。

- 避難途中でケガをした。
- 着替えがなくて困っている。
- 食べ物のアレルギーがある方が避難している。
- マスコミ等が避難所に勝手に入り写真を撮っている。
- 車椅子のため、トイレの利用が難しい。
- トイレの流れが悪く、衛生的でない。
- ボランティアが突然来て、何か手伝いたいと言っている。
- 家族が別の避難所にいるので、そちらに行きたい。
- 家族が別の避難所にいるが、ここに集まりたい。
- 家族が行方不明で、遺体安置所に行って確認したい。
- 他の避難所ではドロボーが多いと聞いたが、ここは大丈夫か。

i その他

- 想定事態は40件以上準備してみんなで検討するとよい。
- 検討時は無理に対応案をまとめる必要はなく、多くの人が自由に広い観点から発表することを重視するとよい。
- 自主防災組織の運営については、住民の自発的な活動であるため、訓練においても自発的な計画・活動が必要で、地域の実情に即した訓練を実施して地域の防災力の向上を図り、いざというときに備えるのがよい。



(カ) 給食・給水訓練

炊飯装置、飲料水ろ過装置の使用等限られた資機材を有効に活用して食糧や飲料水を確保する方法、技術を習熟する。

なお、食糧を各人に効率よく配給する方法についても留意する。

これに対処するためには、各家庭において最低3日間（できれば1週間）生活できる程度の食糧等備蓄を行うとともに、自主防災組織としてこれらの事態に備えて必要な準備をしておかなければならない。

給食・給水については、以下の点に十分配慮する必要がある。

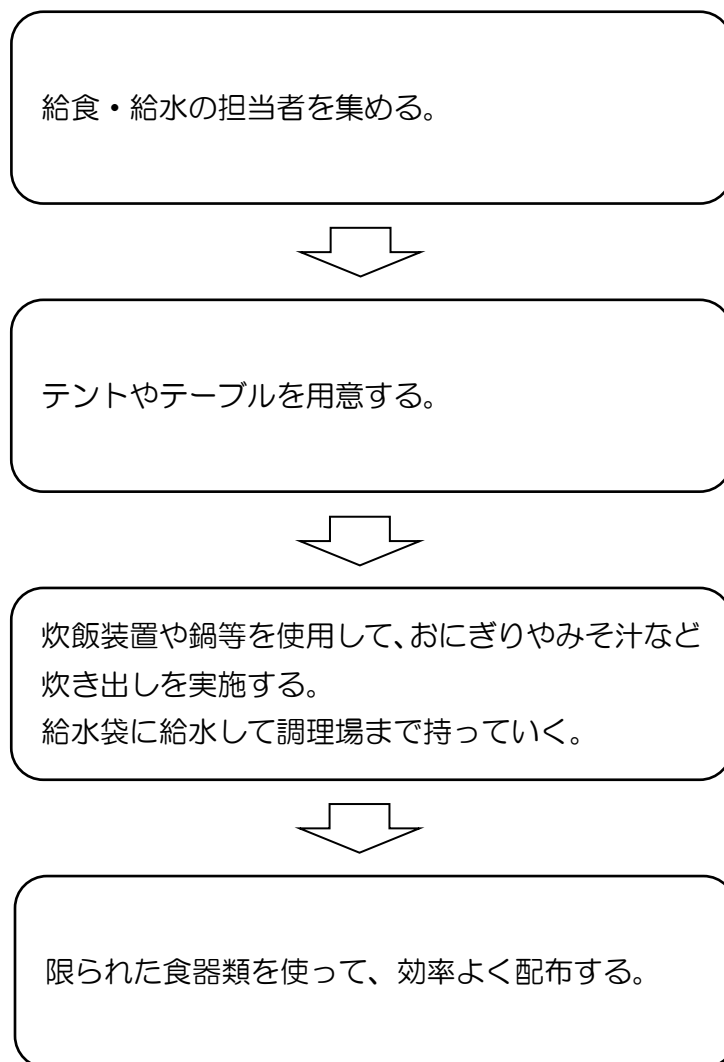
- ① 各家庭では、長期保存が可能でできるかぎり嗜好に幅広く対応した食糧及び飲料水を備蓄するとともに、保存可能期限の満了時ごとに交換しておく。また、ポリタンク等の生活用水は定期的に入れ替えておく。
- ② 各家庭では、必要な食糧を非常用持出品として備えておき、いつでも持ち出せるようにしておく。
- ③ 自主防災組織として共同備蓄倉庫等を設け、食糧、ろ過装置水器、鍋、炊飯装置、燃料、各種容器等を備蓄しておくことも有効な取り組みである。
- ④ 自主防災組織として地域内にある井戸、水槽、池、プール等を調べ、災害時に飲料水、生活用水として使用できるよう、所有者等と協議しておくとともに、必要に応じ市が設置した飲料水兼用貯水槽の利用についても確認しておくこと。
- ⑤ 自主防災組織として食糧品等の救援物資の配給計画やその周知方法を策定しておき、整然と配布できるようにしておく。

なお、上記訓練のほか、可搬式小型動力ポンプ、消火器、ろ水器、無線通信機器等、個々の防災資機材の使用方法及び点検、整備等を習熟するために行う部分訓練がある。



【給食・給水訓練の流れ】

限られた資機材を有効に使って、食料や水を確保するとともに、効率よく配る方法を訓練する。



<注意すべき事項>

- あらかじめ、給食や給水の拠点を決めておく。
- 日頃から各家庭で原則最低3日分の食料と水を備蓄しておき、それを活用し訓練をする。
- 被災後の衛生状態が悪い中での配布を考え、日頃から調理器具をしっかりと洗浄しておく。
- 救援物資をスムーズに配布できるよう仕分け、配布作業を分担する。
- 優先順位が高い順に配付し、混乱しないようにする。

【給食・給水訓練の例】

a 訓練の目的

多人数への食事提供のための調理、配食要領等について訓練し、災害発生時の円滑な避難所運営を容易にする。

b 訓練の編成

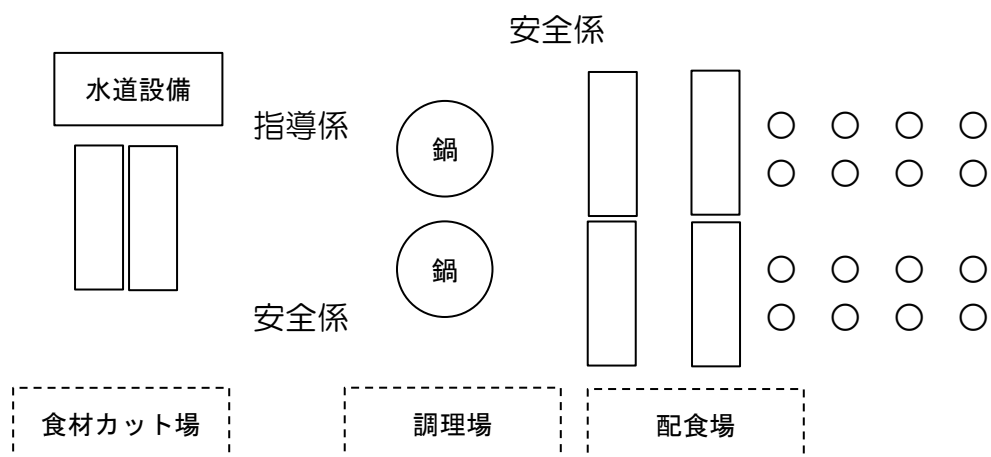
指導係 1人

安全係 2人

訓練参加者 20人（食材カット：4人、調理：8人、配食：8人）

※食材カット、調理、配食は参加する人数や経験により増減すること。

c 訓練隊形



d 計画時間（約2時間を想定）

全般説明 5分

食材カット 25分

調理 55分

配食 15分

食事 15分

振り返り 5分

e 準備用品（参加者の人数にあわせて調整すること）

長机×10、椅子×20、炊飯装置×1、やかん×2、紙食器、割箸
調理器具（大鍋×1、包丁、まな板、おたま、みそこし、ボール、プロパンガス等）

食材（アルファ米、調味料、ごみ袋、ビニール手袋、野菜その他）

f 訓練手順

(a) 準備

- 配食数を考慮して、あらかじめ決めておいたメニューの食材料を事前に購入する。量が多い場合は訓練にあわせて業者より訓練場所に配達してもらう。
- 炊飯装置やプロパンガスをセットする。
- 水道設備で給水袋に給水し、調理場まで運ぶ。

(b) 調理

- 努めて多くの人が調理に携われるよう、大きい鍋を使用して一度に大量のものを作る。
- 炊飯装置を用いてご飯を炊いたり、お湯を沸かしてアルファ米を作る。

(c) 配食

- 配食開始時間までは配食テーブルのうえは、アルファ米や、紙の食器を揃えておく。
- 配食場近くにゴミ袋を多数設置する。また、汁物を入れるバケツを用意しておくとうい。

g その他

- この訓練は、多数の人が集まる他のイベント等に連携して実施することが効果的である。
- 炊出し訓練場は、近くに水道設備がある場所を選定するとよい。
- 食材の量が多く、訓練の中でカットを行わない場合には、業者に食材をカットした状態で納品依頼するとよい。ただし、割高になると思われる。
- アルファ米の数量が少ない場合は、数人で一袋を分けるよう小皿に取り分け配食する。その時には必ずビニール手袋等を使用する。
- エコに配慮して、各家庭から食器を持参するのもよい。
- 調理にあたる訓練参加者は、消毒液により手指の事前消毒を行う。また、ビニール手袋を使用して食中毒予防に努める。



イ 総合訓練

実際の災害時には、初期消火、救出・救護、情報伝達、避難誘導、給水・給食訓練等を一連の流れの中で実施することとなる。

そこで、個別訓練によって習得した知識・技術を総合して、組織の各班相互の連携をとり、それぞれ適切、効果的に有機的な防災活動ができるようにするために、総合訓練を行う。

実際に大規模災害が発生したと仮定し、時間の流れに沿って被害状況を付与する「発災型訓練」などの方法もある。

【総合訓練とは】

災害時には、個別訓練について、複数実践する必要がある。そこで、一連の流れを総合的な訓練として実施することで個別訓練では把握することのできない問題点を洗い出す。

実際に総合訓練として行う個別訓練は以下のとおり

- 情報収集訓練
- 情報伝達訓練
- 消火訓練
- 救出・救護訓練
- 避難訓練
- 避難所運営訓練
- 給食・給水訓練



ウ 体験イベント型訓練

防災とは直接関係しないイベント等において、災害時に役立つ基礎知識の普及や災害疑似体験といったプログラムを取り入れることにより、防災を意識せずに災害対応能力を高めることができる。キャンプの各行事に防災の要素を取り入れた「防災キャンプ」や、学校や地域の運動会で防災の要素を取り入れた競技を行うなどの方法も有効である。

【体験イベント型訓練とは】

興味をもって、訓練に参加できるような訓練を計画すること。

a 地域の特性に応じた訓練

- (a) 河川に隣接した地域・・・洪水を想定した訓練
- (b) 急傾斜地に隣接した地域・・・土砂崩れを想定した訓練
- (c) 住宅密集地・・・・・・・・火災を想定した訓練
- (d) 事業所が混在した地域・・・住民と事業所の合同訓練

b 参加者が興味を持てる訓練

- (a) 防災クイズ
 - ・ ○ × ク イ ズ：グループ又は個人で勝ち残り方式
 - ・ スタンプラリー：防災の質問に正解でスタンプ獲得
 - ・ か る た 取 り：読み札が防災の「質問」、取り札が「答え」
- (b) 地域のイベントと抱き合わせで行う訓練
 - ・ お 祭 り：炊出し、煙体験、防災資機材展示等
 - ・ 地 域 清 掃：防災倉庫点検、防災資機材使用体験等
- (c) 運動会の種目の一つとして行う訓練
 - ・ 消 火 競 争：消火器消火、バケツリレー消火等
 - ・ 障 害 物 競 争：担架搬送、がれき通過等

エ 図上訓練

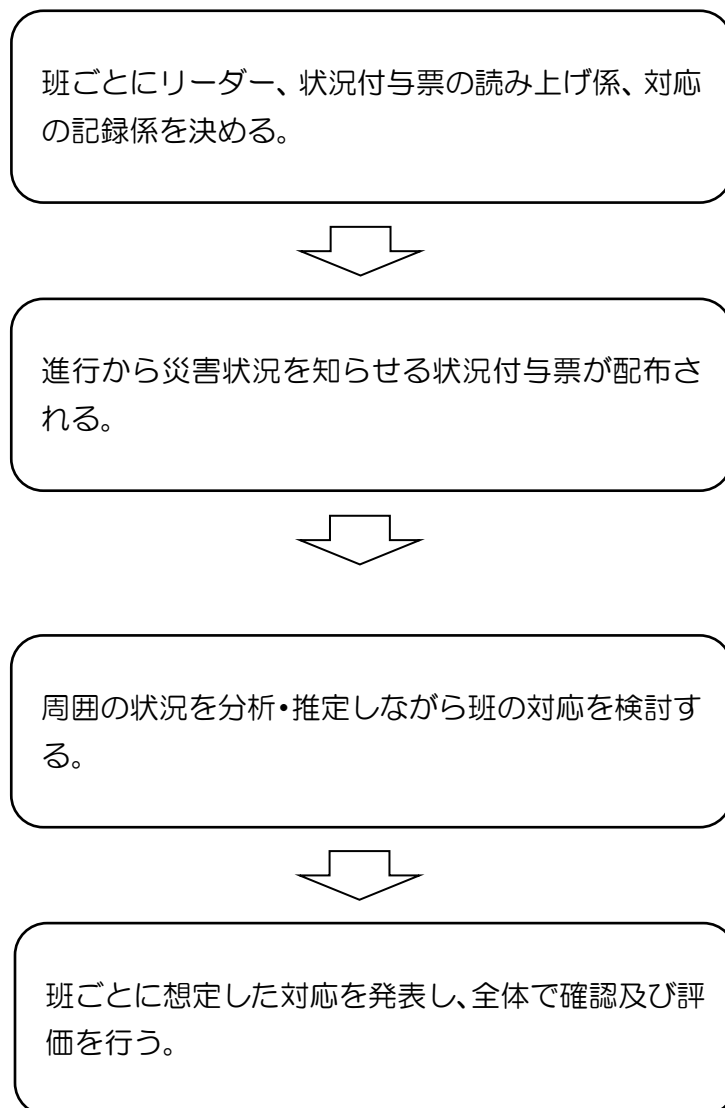
図上訓練は、災害へのイメージトレーニングとして、災害に対する地域や自らの意識に何が足りないか（例えば、被災した時の知識や消火活動等の防災行動力等）への「気付き」となり、今後どんな訓練を行えば良いのかという「行動」に繋がる重要な訓練である。

図上訓練については、防災マップ等をもとに議論を行うブレインストーミング型の災害図上訓練等、その方法は様々である。

また、地震、風水害等、災害の種類によって地域のニーズは異なるため、

クロスロードなどの防災ゲームを活用し、過去の災害から学び、シミュレーション訓練しておくことも重要である。

【図上訓練の流れ】



＜注意すべき事項＞

- 他団体と連携が取れる想定をしておくこと。
- 机上の空論にならないよう実践性のある想定をすること。

【図上訓練の例】

a 訓練の目的

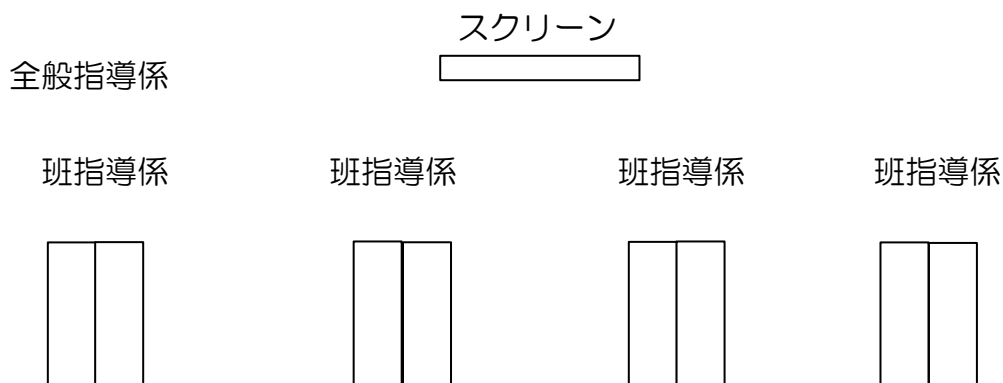
自分の住む地域を防災上の観点から見直し、その特性等について地図上に記入し、訓練することで、災害発生時の対応を容易にする。

b 訓練の編成

指導係 全般指導係 1 人、班指導係各 1 人 計 5 人

訓練参加者 10 人 1 組で班を編成

c 訓練隊形



d 計画時間（約 2 時間を想定）

全般説明 10 分

地域の一般特性 30 分

休憩 5 分

地域の災害特性 35 分

班内討議 20 分

振り返り 20 分

e 準備用品（参加者の人数にあわせて調整すること）

長机×9、椅子×30、スクリーン、プロジェクター

拡大地図×4、マジックセット（10色程度）、カラーラベル（5色程度）

ふせん、セロハンテープ、筆記用具

f 訓練手順

（a）全般説明

- ・ 訓練の進め方等について説明する。

- 3分ほどを使って、班ごとに自己紹介と進行係を決める。
- (b) 地域の一般特性
- 自治会等の境界、広場、学校、神社仏閣、公民館、指定避難所、指定緊急避難場所、河川、ため池、水路、消火栓、防火水槽、井戸、空家、防災土宅等を拡大地図に記入する。
- (c) 地域の災害特性
- 土砂災害計画区域等、浸水想定箇所、避難行動要支援者宅、過去の災害発生箇所等を拡大図に記入する。
- (d) 班内討議
- 作成した図を基に、地域内の災害の特性、災害発生時に予想される問題点等について班ごとに検討し、発表を準備する。
- (e) 振り返り
- 班内討議で検討した内容を、各班代表者が順次発表し、防災情報の共有化を図る。
- g その他
- 過去にこの訓練を経験した人がいれば、その人に全般指導係及び班指導係をお願いする。市や東温市消防署に依頼することもできる。
 - 作成時には、スクリーンに記入の一例を提示すると作業が容易に進められる。
 - 班内討議を容易にするために、地域内の主要な地点から指定避難所までの経路を明示して、その経路に沿った防災上の問題点について検討してもらうこともできる。



(4) 家庭の安全点検

地震の発生により家屋の倒壊や家具の転倒での被災が想定される。また、地震の発生に伴う火災の発生により、被害が拡大することも懸念される。そこで、その原因となるもの等について、普段から十分点検して対策を講じておくことが大切である。

① 火気使用設備器具等の点検

火を使う設備器具に故障や欠陥があったり、周囲が整理整頓されていなければ、出火や延焼の危険が高い。

② 危険物品等の点検

家の中にも石油、食用油、各種スプレー缶等の可燃性の危険物品が多数あり、これらは地震動により発火又は引火して、火災の原因となったり、火災を拡大させたりすることがある。

③ 木造建物の点検

建物の倒壊は、倒壊による被害ばかりでなく、火災発生 of 重大原因ともなり、被害を大きくする。

④ 家具等の転倒・落下防止の点検

固定されていない家具の転倒・落下は、死亡やケガの直接的な要因として大きな割合を占めている。

こうした点検整備は自主的に各家庭において行うべきであるが、自主防災組織としては「点検の日」を設定し、各家庭で一斉に点検するよう指導、推奨すること等も必要である。火災による被害から命を守るため、住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理、感震ブレーカーの設置についての指導も重要である。

また、建物等の点検を行う際は、建築関係の専門家の指導を受けられるよう、市に対して協力を求めることが必要となる。



(5) 防災資機材等の整備、点検

自主防災組織が情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておかなければならない。その場合、地域の実情や組織の構成等からみて、どのような資機材を備えるべきか、市、東温市消防署等の指導を受けて十分検討することが必要で、市では「東温市自主防災組織育成事業補助金交付要綱」に基づき、「地域防災活動事業」、「防災備蓄品購入事業」、「防災資機材購入事業」に対し、補助金の交付を行い、自主防災組織の強化に努めている。

目的別の主な資機材は以下のものがある。

目 的	資 機 材
情報収集・伝達	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害情報等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として）等
初期消火	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、消火器、防火衣、とびぐち、ヘルメット、水バケツ、防火井戸等
水防	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、杭、土のう袋、ゴム手袋等
救出	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンロック、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、防災・防塵マスク等
救護	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベット等
避難所・避難	リヤカー、車椅子用避難器具、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強カライト、簡易（携帯）トイレ、寝袋、組立式シャワー等
給食・給水	炊飯装置、鍋、コンロ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ過装置、飲料用水槽等

訓練・防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番訓練用装置、組立式水槽、煙霧機、視聴覚機器（ビデオ・映写機等）、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生用訓練人形、住宅用訓練火災警報器等
その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器等

自分の地域に何があるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば計画的に整備し、いざというときに使用できるよう、日頃から点検と取扱い方法の習熟に努める必要がある。さらに、資機材の保管場所の把握や在庫把握を行っておく必要もある。

また、自主防災組織として、自ら防災資機材の整備を進めるだけでなく、整備した資機材の管理及び点検に加え、以下の点に留意すること。

- ① 各家庭に、消火器（地震時に転倒しても使用可能な粉末消火器、強化液消火器等）、汲置きの水バケツ、消火用水又は乾燥砂等を備えるよう指導、推奨する。
- ② 応急手当用医薬品については、地域内の病院、薬局等に対して災害時に医薬品の提供が得られるか確認する。
- ③ 救急救命用資機材として、AED（自動体外除細動器）の設置個所等を把握しておく。
- ④ 救助用の大型工作資機材については、地域内の土木、建設会社に対して、災害時に機材の貸与が得られるように協議しておく。
- ⑤ 訓練用の資機材等、近隣の自主防災組織や団体、事業所等と必要に応じて資機材を共有し、効率のよい維持管理への工夫も必要である。



【防災資機材の整備、点検訓練の例】

a 訓練の目的

自主防災組織が保有している（市からの貸与含む）資機材を実際を使って、災害発生時にこれらの資機材を迅速かつ安全に準備できるようにする。

b 訓練の編成

指導係 全般指導係 1人

安全係 各資機材ごとに 1人

訓練参加者 10人1組（目安）で資機材分の班を編成若しくは数組に分かれて複数の資機材を訓練する。

c 訓練隊形

準備した資機材に集まる。

d 計画時間（約1.5時間を想定）

全般説明 10分

準備運動 5分

前段訓練 20分

中段訓練 20分

後段訓練 20分

振り返り 15分

e 準備用品

防災資機材

f 訓練手順

- ・ 最初に訓練の狙い実施要領について説明する。
- ・ 訓練参加者を複数の班に区分し、各資機材を20分ずつローテーションして使用訓練をする。

g その他

- ・ 時間の許す限り多くの参加者が実際に資機材を扱えるようにする。
- ・ 安全確保のため各班に安全係を各1人配置し、訓練実施の間危害防止に努める。
- ・ 指導係の方は事前に担当資機材の操作方法について習熟しておく。

(6) 要配慮者への避難支援

地域社会において災害時での要配慮者の安全を確保することは、二次災害を防ぎ、地域全体の安全を向上させるとともに、誰一人取り残さない安心・安全な地域社会の実現に寄与することから、市から提供を受ける避難行動要支援者情報の活用や、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉専門職その他ボランティア団体等の福祉関係者等と普段から交流して連携を強め、要配慮者の災害支援に総合的に取り組む必要がある。

平常時の取組みとしては以下のものがある。

ア 地区内の避難行動要支援者の把握及び名簿の管理

要配慮者の中でも特に避難支援を要する避難行動要支援者の把握にあたっては、市から提供される避難行動要支援者名簿による情報のほか、真に支援を必要とする者が支援対象から漏れることのないよう、自主防災組織と住民とが接する機会をつくり、要支援者の把握に努めることが重要である。

なお、個人情報保護の観点から市の指導に基づいた避難行動要支援者名簿の適切な管理に心掛けるとともに、名簿情報から知り得た要支援者の秘密については、名簿提供を受けた個人に守秘義務が課せられていることに留意が必要がある。

イ 避難行動要支援者への支援方法の整理

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、要支援者の災害時における具体的な避難支援の方法について、その情報をとりまとめた個別避難計画の作成が求められている。

個別避難計画の作成にあたっては、要支援者とその家族との打ち合わせを基本に、避難支援に係る関係機関と地域住民との役割分担の調整が必要となる。

自主防災組織においては、市や社会福祉協議会をはじめ、他の関係機関と連携して要支援者への個別訪問による打合せを通じて、避難を支援する者、情報伝達の方法、避難のタイミング、避難場所及び避難経路、交通・移送手段などの支援が必要な内容を個別避難計画に整理し、「誰が、いつ、どこで、どのように支援するか」明確にしておくことで、円滑な避難支援が実施されるよう努めるものとする。

また、こうした支援方法が実際に機能するかどうか、定期的な訓練を通して点検し、必要に応じて更新・修正することが望ましい。

なお、個別避難計画に関して知り得た要支援者の秘密については、名簿情報と同様、個人に守秘義務が生じることとなる。

ウ その他の要配慮者支援など

災害発生時には、地域で暮らす外国人や旅行中の外国人が一般市民と同じ状況で被災することが考えられる。

外国人については、日本語を解せないことや、被災地の地理や事情に不慣れなため、必要な情報を得ることが困難と考えられることから、可能な限り多様な言語やひらがな・カタカナ等の分かりやすい言葉による情報提供、絵や写真の提示など、多様な手段により情報提供を行うことが望ましい。

自主防災組織においても、地域に居住する外国人を考慮に入れた活動を行う必要がある。同様に妊産婦や乳幼児、土地勘のない旅行者など、災害時に支援が必要となるかもしれない人々についても幅広く考慮しながら活動することが求められる。

(7) 他団体と連携した訓練活動の実施

連携による防災訓練は、自主防災組織と消防団、災害ボランティア、事業所等が合同で実施する防災訓練のことである。

こうした訓練は、地域防災の視点から、それぞれの団体の得意分野や地域で担っている役割を結び付けて訓練を実施する点に特徴があり、災害時に実効性のある対応を目指すものである。

なお、他団体と連携した訓練活動としては、以下のような内容が考えられる。

ア 近隣の自主防災組織との合同訓練

近隣の自主防災組織と合同で訓練を実施することで、参加人数が増えることによる防災訓練の活性化のほか、災害時の応援協力体制の強化が期待できる。

特に、避難所の設置・運営は自主防災組織の枠を超えた地域で行われる場合が考えられることから、こうした訓練を合同で行うことで、災害時の効果的な防災活動に繋がることを期待できる。

イ 消防団との各種訓練

初期消火、救出・救護等の訓練の際に、専門的知識を有する消防団員の

指導を受けながら訓練を実施することで、防火・防災知識や技術の向上が期待できる。

また、避難訓練においては、避難所への集合時に、家庭での対応などを消防団がチェックする等の訓練も考えられる。

ウ 社会福祉協議会等の福祉団体等との避難訓練

避難行動要支援者の避難支援体制を確認するうえで、社会福祉協議会等の福祉団体等との合同による訓練実施が考えられる。訓練実施にあたっては、避難行動要支援者の介助者や家族の協力も必要となる。

また、社会福祉協議会や災害ボランティアコーディネーターとの連携により、自主防災組織による被災地のボランティアニーズの把握や、安心してボランティア活動を受け入れるための自主防災組織の立ち合いなどを含めたボランティア受入調整訓練を実施することも有効である。

エ 企業（事業所）との合同防災訓練

企業（事業所）と合同で行う防災訓練は、災害時の応援協力体制を確認するうえで重要である。

なお、訓練実施にあたっては、資機材の借用方法、物資の提供の可否等を、企業の防災担当者と事前に協議しておくことが必要となる。

オ 学校等との避難所運営訓練

災害時に避難所となる学校での避難所の設営・運営訓練は、市、学校、自主防災組織等の役割分担を確認するうえで重要である。

訓練では、避難所の開設、施設管理や被災者の配置、情報伝達、生活必需品の配給などが考えられる。



2 地震災害時の活動

災害時の活動は、災害発生からの時間の推移により変化するため、時期に応じた的確な活動が求められる。

以下は、地震災害時における初動対応の時期に期待される活動を表したものであるが、自主防災組織は初動対応以降も復旧・復興に向けて、他団体と連携しながら、継続的な活動が求められる。また、災害時の活動においては、自身及び家族の安全確保を前提として行われるものとする。

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
発生前		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災計画の策定 ・ 防災知識の普及 ・ 防災訓練の実施 ・ 資機材等の整備 ・ 災害危険箇所、避難行動要支援者の把握等
	災害発生	
発生直後	～災害発生直後～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身と家族の安全確保 ・ 近隣での助け合い (出火防止、初期消火、救助等)
数時間後	地域で救援活動に当たる人も含めて、大部分の人が被災者であり、生命の危機・生活環境等の破壊に対し、自助と地域住民との共助が中心となる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否や被害についての情報収集 ・ 初期消火活動 ・ 救出活動 ・ 負傷者の手当・搬送 ・ 住民の避難誘導活動 ・ 避難行動要支援者の避難支援
数日後	～災害発生から数日間～ 行政や公的機関による緊急対応や地域住民と自主防災組織としては、初動対応となる消火、避難、救出、救護、給食・給水等を実施する時期となる。また外部から様々な支援活動、人材、支援物資が入ってくる時期でもある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営 ・ 自治体及び関係機関の情報伝達 ・ 他団体等への協力要請 ・ 物資配分、物資需要の把握 ・ 炊出し等の給食・給水活動 ・ 防疫対策、し尿処理 ・ 避難中の自衛（防犯）活動 ・ 避難行動要支援者への配慮 ・ ボランティア活動のニーズの把握

(1) 情報の収集及び伝達

地震により被害が発生したときに、的確な応急対応をとるためには、災害情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が必要不可欠である。特にデマ等によりパニックが発生し、社会の秩序維持に大きな影響が生ずる事態は回避しなければならない。

したがって、市や東温市消防署等と住民との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立することに努めなければならない。

災害情報は地域の実情により、また、災害の種別により様々な内容となるが、伝達すべき情報を事前に地域ごとに決めておき、これについて市や東温市消防署等と住民が共通の認識をもっていなければならない。

伝達すべき災害の情報については、以下の内容が考えられる。

被害の状況（火災・がけ崩れ等の状況並びに建物、道路及び橋等の被害状況）、電気・ガス・水道、電話等の復旧見通し、避難指示、救援活動の状況、給食・給水、生活必需品の配給、衛生上の注意等。

大規模地震関連情報、地震予報情報、警戒宣言、注意報及び警報、被害を軽減するために必要な情報（交通規制、避難の指示等）、生活情報（交通機関の運行、道路交通、電気・ガス・水道の供給、食糧等の需給等の状況）等。

災害情報の伝達ルートとしては、ラジオ、テレビ、インターネットの他、防災行政無線や緊急速報メールを通じて災害情報が伝達されるが、地域の情報を網羅的に収集し、地域の住民にきめ細かく情報を伝達するルートとして自主防災組織の果たす役割は極めて大きい。

自主防災組織を災害情報の中継点として位置づけ、これを通じて、市や東温市消防署等から伝達すべき情報を流し、また、逆に地域の被害状況、住民の避難状況等を自主防災組織で収集し、市や東温市消防署等に報告することができるように地域の実情にあった仕組みを確立しておくことが必要である。

このため、自主防災組織は、防災計画により情報班をおき、伝達係、収集係の責任者を明確にする必要がある。

なお、最近はパソコンやスマートフォンなどによる情報のやり取りが盛んになっているが、災害時には電気、電話やインターネット回線が不通になる可能性も考慮する必要がある。

(2) 出火防止、初期消火

地震発生直後の対応として、自主防災組織は出火防止、初期消火活動にあたる必要がある。

ア 出火防止

地震発生時の火災は、被害を何倍にも大きくすることは過去の災害の例からも明らかである。

地震発生の際に火災を出すことがなければ、火に追われて避難する必要もなく、負傷者を落ち着いて救護することが可能となる。

イ 初期消火

大規模な地震発生時の消防機関の活動は、以下のような状況により、通常の火災に比べ制限される。

- ・ 建物の倒壊や地割れ停止車両等による消防車の通行不能道路の発生
- ・ 火災の同時多発
- ・ 水道管破損による消火栓の使用不能 等

したがって、万一出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行う必要がある。

消火班が中心となり日頃から点検等を行い、火災発生時に整備不良のため使用不能ということのないようにしなければならない。

地震発生時の消火班の活動基準は以下のとおりである。

- ・ 地震が発生した場合、消火班員は自分の家庭の出火防止措置及び家族の安全対策を講じたのち、速やかに集合場所に参集する。
- ・ 組織の地域内に火災が発生した場合、最低限必要な班員が集合次第出動する。
- ・ 放水はできるだけ屋外で行う。
- ・ 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し避難する。
- ・ 消防機関が到着したら、その指示に従う。

地域内の事業所に自衛消防組織が存在する場合には、事業所とあらかじめ協定を結び、消火活動等について協力を得られるようにしておくことが望ましい。

消火班の活動は、第1段階として消火器等を使用して消火にあたる。これを使用しても消火不能なほど拡大した火災に対しては、第2段階とし

て、可搬式小型動力ポンプにより消火活動にあたることとなる。この場合、自主防災組織が可搬式小型動力ポンプ等を利用してどの程度の火災まで対応するのか、消防機関等とどのように協力するのかは、地域の状況により異なるので、あらかじめ協議しておく必要がある。

(3) 救出・救護

地震が発生すると、建物倒壊や落下物等により多くの負傷者が発生し、救出・救護が必要な事態が生ずるため、自主防災組織としては、倒壊物やがれきの下敷きになった人を、資機材を使用して救出にあたるほか、負傷者には、応急手当等を行い、病院へ搬送する等の支援が求められる。

また、地震発生時には救急車の出動要請が同時に集中し、119番が「話中」となり、出動した救急車も建物倒壊による通行不能や道路混雑のため、思うように活動できなかった事例もあるため、自主防災組織の防災計画においては、負傷者に対する救出・救護計画を定めておかなければならない。

救出・救助活動に関しては、以下に配慮する必要がある。

ア 救出活動

- ・ 大規模な救出作業が必要な場合には、資機材を有効に活用して救出活動を行うとともに、必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請する。
- ・ 状況に応じて、できるだけ周囲の人の協力を求めるとともに、二次災害発生防止に努める。
- ・ 倒壊物の下敷きになった人の救出に際し、同時に火災が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動にあたる。
- ・ 避難行動要支援者名簿や防災マップ等を活用し、効果的な救出活動を行う。

イ 救護活動

地域の医療機関とあらかじめ協議し、負傷者の受入れ等について承諾を得ておくとともに、臨時の応急救護所を避難場所に設けることについて、市や東温消防署等と十分協議しておくことが望ましい。なお、重症者が出た場合は、直ちにこれらの医療機関又は応急救護所へ搬送する。

(4) 避難及び避難所運営

避難時における避難行動において、自主防災組織が担うべき役割は、「避難誘導」、「避難所の開設・運営等」の大きく2つに分けられる。

また被害の状況や災害が発生した時期や時間帯、火災発生時の風向き等によって、安全な避難経路や開設される避難所が異なるため、正確な情報把握に努める必要がある。

ア 避難誘導

避難活動の中心的役割を自主防災組織が担う場合が多く、市や東温市消防署等と十分協議のうえ、組織の防災計画において密接な避難計画をつくり、関係住民に周知徹底しなければならない。

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所である「指定緊急避難場所」と、被災者が一定の期間避難生活を送るための施設である「指定避難所」は必ずしも一致していないため、そこに至るまでの避難経路については、防災マップや災害・避難カード等の作成を通じて、あらかじめ確認しておく必要がある。

なお、避難場所には可搬式小型動力ポンプ、消火器等の消火用資機材及び担架、救急セット等の救出・救護用資機材を備え自主防災組織の応急災害活動とすることが望ましい。

イ 避難所の開設・運営等

避難所は、災害の直前、直後において、住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらに災害の規模や被害状況に応じて、一定期間生活する施設として重要な役割を果たすものである。

避難所における「生活の質」を確保するためにも、避難所の設置後、速やかに施設管理者や市職員による運営から避難者による自主的な運営に移行することが必要である。なお、避難所で提供する主な生活支援には以下のものがあり、平常時から、自主防災組織等の地域住民を主体とする避難所の運営体制を構築し、避難者、地域住民、市職員の役割分担を明確化することが必要である。

また、避難所の運営を進めるにあたっては、多様な主体が責任者として加わり、様々なニーズに関する意見を反映させることが重要であるとともに、個々の事情により在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた人たちも支援の対象とすることが必要である。さらに車両やテントにおいて避難生活を送る人たちについても支援の対象とする。

分野・項目		避難所の機能	考慮すべき事項
安全・生活等	安全の確保	災害発生の直前又は直後において、安全な施設に、迅速かつ確実に避難者を受入れ、避難者の生命・身体の安全を守る。	
	食糧・生活物資の提供	食糧や飲料水の供給、被服・寝具等を提供する。	必要な物資等が均等にいきわたるよう配慮する。
	生活場所の提供	家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって、生活の場を提供する。	季節や期間に応じて、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯等のための設備のほか、プライバシーへの配慮等が必要となる。
保健・医療・衛生	健康の確保	避難者の傷病を治療する救護機能と健康相談等の保健医療サービスを提供する。	避難の長期化に伴い、心のケア等が重要となる。
	トイレ等の衛生的な環境の提供	避難者が生活を送るうえで必要となるトイレ、風呂・シャワー、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境を維持する。	避難者の生活が続く限り継続していく必要がある。
情報・コミュニティ	情報の提供・交換・収集	避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行う。 避難者の安否や被災状況要望等に関する情報を収集し、行政等外部へ発信する。	時間の経過とともに必要とされる情報の内容は変化することに留意する必要がある。
	コミュニティの維持・形成	避難している近隣の住民同士が互いに励ましあい、助け合いながら生活することができるように従前のコミュニティを維持したり、新たに避難者同士のコミュニティを形成する。	コミュニティの維持・形成は避難の長期化とともに重要性が高まるため、避難所のルールや良好な関係を維持できるよう調整に努める。

(5) 給食・給水

地震により、停電、断水、ガスの供給停止に加えて、食糧、飲料水、生活用水も不足することも予想されることから、自主防災組織としては、避難所等での安心・安全な生活支援として、食糧や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊出しを行う必要がある。

炊き出しを行う際は、衛生面に十分配慮し、食中毒等の二次災害を出さないよう心がける。

また、住民への給食・給水にあたっては、避難行動要支援者や自宅で避難生活を送っていても、調理ができずに食事を求めて避難所へ来る人、帰宅困難者となった地域外の人等の避難所外避難者についても、支援の対象とすることが必要である。

そのため、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 自分で水や食事を取りに行くことができない人、アレルギー体質の人（食事の原材料の表示等）等、様々な事情を抱えている人への配慮
- ・ 高齢者や病人、乳幼児などは、一般の防災備蓄食品が合わない場合もあるため、できるだけそれぞれの人に合わせた食べ方を考える。



3 風水害時の活動

地震災害時の活動と同時に、風水害等においても時期に応じた的確な活動が求められるが、突然襲ってくる地震とは異なり、風水害はその発生までにある程度の時間があるため、被害が及ぶ危険を避けるために、早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能である。

したがって、風水害時の活動の内容については、避難後の行動等、前項の地震災害時の活動を基本とするほか、以下の事前行動が求められる。

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
災害発生前	ラジオ・テレビなどの気象情報に注意し、避難指示に備えて行動する。 また、地域の災害状況（水位、土砂災害の前兆現象）に注意する。	※ 早期の情報伝達・事前行動が必要 ※ 土砂災害の前兆現象などに注意し、異常があれば自主避難するとともに市に通報する <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への避難の呼びかけ ・ 土のう積み等、被害を抑える行動 ・ 避難行動要支援者の避難支援
災害発生直後	早期に避難を完了し、避難所等での安否確認等を実施する時期である。 また状況に応じて、水防活動、救出・救護を実施する。	※ 被害を抑えるための行動と避難所運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自身と家族の安全確保 ・ 水防活動 ・ 安否や被害についての情報収集 ・ 救出活動 ・ 負傷者の手当・搬送 ・ 避難所運営

(1) 情報の収集及び伝達

風水害では、被害の及ぶ切迫性が現れてから、いかにすばやく避難を開始できるかがカギとなるため、正確な情報収集・伝達が重要となる。特に風水害時の避難情報は、防災行政無線の音が雨音でかき消されるなどして住民に伝わらない場合もあるので、自主防災組織が早めにこうした情報を住民に伝える必要がある。

なお、風水害時に伝達される災害情報については、以下のようなものがある。

○ 気象庁・気象台が発表する情報

気象特別警報：予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報

気象警報：重大な災害の起こるおそれのある旨を警告として行う警報

気象情報：円滑な防災活動を支援するため、一般及び関係機関に対して現象の経過や予想、注意すべき事項等を解説したもの

○ 避難に関する情報

高齢者等避難：市長が急を要すると認めたときに、必要と認める地域の高齢者等に対し、避難のための立退きを指示すること

避難指示：市長が急を要すると認めたときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること

(2) 避難及び避難所運営

風水害時の避難及び避難所運営については、特に被害の発生した地域によって、様々な状況が想定されるため、避難情報を正確に把握し、安全な避難経路での避難、避難所開設への行動が求められる。

なお、開設される避難所は、地域によって地震災害時とは異なる場合もあることから、注意する必要がある。

そのため、以下の点について留意する必要がある。

- ・ 浸水等により、避難所及び周辺の衛生状態が著しく悪化するおそれがある。
- ・ 浸水等により、地階や低層階に保管されている備蓄物資等が使用できなくなるおそれがある。



発令情報	居住者等に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定避難所へ速やかに立退き避難する。 ・既に災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所へ緊急に避難する。 ・指定避難所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性が高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。

※ 突発的な災害の場合、市からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

第3 避難施設一覧

1 指定緊急避難場所（災害から緊急的に避難する場所）

番号	場 所	住 所	災害種別			備 考
			洪水	土砂	地震	
1	東温市いわがらこども館広場	横河原1368番地1	○	○	○	
2	東温市立北吉井小学校グラウンド	志津川131番地	○	○	○	
3	旧重信庁舎跡	// 972番地	○	○	○	
4	東温市立重信中学校グラウンド	// 991番地	○	○	○	
5	東温市八反地ふれあい広場	// 甲1327番地1	○	○	○	
6	東温市踊田公園	// 南四丁目301番地	○	○	○	
7	東温市総合公園	西岡甲1284番地1	○	○	○	
8	松山刑務所駐車場	見奈良1243番地2	○	○	○	
9	東温市農林業者トレーニングセンター駐車場	田窪235番地	○	○	○	
10	東温市農村環境改善センター駐車場	// 300番地	○	○	○	
11	東温市立南吉井小学校グラウンド	// 1100番地	○	○	○	
12	東温市中央公民館駐車場	// 2370番地	○	○	○	
13	東温市田窪水木公園	// 3007番地1	○	○	○	
14	東温市牛淵横畑公園	牛淵1093番地	○	○	○	
15	東温市牛淵上野農村公園	// 1625番地	○	○	○	
16	東温市ゆるぎ公園	野田一丁目19番	○	○	○	
17	東温市てんじん公園	// 三丁目3番	○	○	○	
18	東温市下林八幡農村公園	下林甲297番地1	○	○	○	
19	東温市下林集会所	// 甲1571番地	×	○	○	
20	東温市立拝志小学校グラウンド	// 甲1585番地	×	○	○	
21	東温市立上林小学校グラウンド	上林甲2565番地	○	○	○	
22	東温市川内健康センター駐車場	南方262番地	○	○	○	
23	東温市川内公民館駐車場	// 264番地	○	○	○	
24	東温市川内支所駐車場	// 286番地	○	○	○	
25	東温市立川内中学校グラウンド	// 467番地1	○	○	○	
26	東温市南方東公園	// 504番地8	○	○	○	
27	東温市くぼの泉公園	// 1166番地1	○	○	○	
28	東温市ふるさと交流館さくらの湯広場	北方甲2081番地1	○	○	○	
29	東温市川内体育センター駐車場	// 2314番地2	○	○	○	
30	東温市立川内小学校グラウンド	// 2655番地	○	○	○	
31	東温市北方西公園	// 3164番地1	○	○	○	
32	東温市立東谷小学校グラウンド	則之内甲334番地	○	△	○	
33	東温市立西谷小学校グラウンド	// 乙835番地	○	○	○	
34	東温市奥松瀬川公民館広場	松瀬川乙80番地1	○	○	○	
35	東温市土谷集会所広場	河之内甲1211番地1	○	×	○	
36	東温市滑川生活改善センター	滑川甲1422番地	○	○	○	

2 指定避難所（被災者が一定期間滞在する施設）

番号	場 所	住 所	電話番号	災害種別			備 考
				洪水	土砂	地震	
1	東温市山之内集会所	山之内1640番地		○	○	○	
2	東温市いわがらこども館	横河原1368番地1	089-960-5003	○	○	○	
3	東温市立北吉井小学校	志津川131番地	089-964-2119	○	○	○	
4	東温市立重信中学校	// 991番地	089-964-2007	○	○	○	
5	東温市ツインドーム重信	西岡1367番地1	089-955-5123	○	○	○	
6	松山刑務所	見奈良1243番地2	089-964-3355	○	○	○	
7	東温市農村環境改善センター	田窪300番地2	089-964-9400	○	○	○	
8	東温市よしいのこども館	// 31071番地10	089-955-2026	○	○	○	
9	東温市立南吉井小学校	// 1100番地	089-964-3504	○	○	○	
10	東温市田窪団地集会所	// 1976番地70		○	○	○	
11	東温市中央公民館	// 2370番地	089-964-1500	○	○	○	
12	東温市下林集会所	下林甲1571番地		△	○	○	2階避難スペース有
13	東温市立拝志小学校	// 甲1585番地	089-964-2015	△	△	○	
14	東温市立上林小学校	上林甲2565番地	089-964-3574	○	○	○	
15	東温市川内健康センター	南方262番地	089-966-2191	○	○	○	
16	東温市川内公民館	// 264番地	089-966-4721	○	○	○	
17	東温市さくらこども館	// 285番地1	089-966-6169	○	○	○	
18	東温市立川内中学校	// 467番地1	089-966-2031	○	○	○	
19	東温市立川内小学校	北方甲2655番地	089-966-2021	○	○	○	
20	東温市立東谷小学校	則之内甲334番地	089-960-6711	○	△	○	
21	東温市立西谷小学校	// 乙835番地	089-960-6411	○	○	○	
22	東温市奥松瀬川公民館	松瀬川乙80番地1		○	○	○	
23	東温市土谷集会所	河之内甲1211番地1		○	×	○	
24	東温市なめがわ清流の森	滑川甲1422番地		○	○	○	
25	東温市滑川生活改善センター	// 1422番地		○	○	○	
26	愛媛県立東温高等学校	志津川1960番地		○	○	○	
27	愛媛県林業技術センター緑化センター	田窪743番地		○	○	○	

3 福祉避難所

番号	場 所	住 所	電話番号	受入 人数	受入対象
1	介護老人保健施設 長安	志津川甲29番地1	089-964-7555	12人	高齢
2	グループホーム 菜の花	// 91番地3	089-960-0855	8人	高齢
3	グループホーム アンダンテ	// 1578番地1	089-955-5771	12人	高齢
4	さくらんぼ3号館	西岡甲986番地5	089-968-1329	16人	障がい児
5	障がい者通所サービス事業所 アイセルブ	// 乙3番地58	089-955-0088	40人	身体障がい
6	特別養護老人ホーム ミュゲの里	見奈良738番地	089-955-1133	12人	高齢
7	松山刑務所	// 1243番地2	089-964-3355	52人	全般
8	多機能型事業所 愛キッズ東温	// 1429番地20	089-961-4303	20人	障がい児
9	愛媛県立みなら特別支援学校	// 1545番地	089-964-2395	40人	知的障がい
10	介護付有料老人ホーム笑歩会東温	田窪332番地2	089-955-0788	12人	高齢
11	小規模多機能センターたのくぼ	// 917番地1	089-955-5668	10人	高齢
12	特定非営利活動法人ヘレン	// 2054番地6	089-964-2212	10人	身体障がい（聴覚） 知的障がい
13	総合福祉施設ほほえみの里 しげのぶ清愛園	// 2119番地1	089-964-2224	20人	知的障がい
14	総合福祉施設ほほえみの里 しげのぶ清流園	// 2119番地1	089-955-2501	20人	身体障がい
15	愛媛県立しげのぶ特別支援学校	// 2135番地	089-964-2258	72人	身体障がい
16	東温市老人福祉センター	// 2370番地	089-964-1597	48人	全般
17	高齢者総合福祉施設ウエルケア重信	北野田533番地1	089-955-0310	38人	高齢
18	飛鳥寮	下林甲2279番地1	089-964-6251	10人	知的障がい
19	重信更正園	// 2279番地5	089-964-5045	32人	知的障がい
20	東温市福祉館	南方281番地3	089-966-3306	24人	全般
21	高齢者総合福祉施設ガリラヤ荘	// 1766番地1	089-966-2293	27人	高齢
22	さくらんぼ2号館	北方3051番地2	089-966-5717	8人	障がい児
23	介護老人保健施設 希望の館	則之内甲2783番地1	089-960-6336	20人	高齢
24	障害者支援施設 三恵ホーム	// 2819番地	089-966-3555	24人	身体障がい
25	さくらんぼ本館	北方3051番地2	089-966-5717	18人	障がい児

※ 受入人数は、要配慮者のほか、付添人（要配慮者1人につき1人）を含む。

4 災害物資拠点場所（災害物資を保管する施設及び災害時の物資拠点となる施設）

番号	場 所	住 所	電話番号	災害種別			備 考
				洪水	土砂	地震	
1	東温市農林業者 トレーニングセンター	田窪235番地		○	○	○	
2	東温市川内体育センター	北方甲2314番地2		○	○	○	

要 綱 等

1 東温市自主防災組織設置要綱

(平成 23 年 2 月 18 日告示第 12 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 5 条第 2 項の規定に基づき、東温市(以下「市」という。)が推進する自主防災組織(以下「組織」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置規模)

第 2 条 組織の規模は行政区の範囲とする。ただし、地域の実情により設置が困難な地域にあっては、住民の連帯感に基づいて防災活動を行い得る規模で編成できるものとする。

(活動の内容)

第 3 条 組織は、次に掲げる平常時の活動及び災害時の活動を行うものとし、効果的な活動を行うため、各項目について具体的な計画を策定しておくものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集及び伝達体制の確立に関すること。
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施に関すること。
- ウ 地域内の安全点検に関すること。

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火の実施に関すること。
- イ 救出救助の実施及び協力に関すること。
- ウ 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- エ 集団避難の実施に関すること。
- オ 炊き出し、援護物資の配分等の避難所の管理運営に関すること。

(組織の編成等)

第 4 条 組織の編成及び役割分担は、次の表に掲げる事項を参考に各組織の実情に即して定めるものとする。

役員	班名	役割
会長 副会長 会計 班長	情報班	情報の収集、伝達等
	避難誘導班	住民の避難誘導等
	消火班	消火器具等による消火
	救出救護班	負傷者の救出救護
	給食給水班	給食、給水活動等

2 前項の規定による組織の編成がなされた場合若しくは設立された組織が再編された場合は、その組織の長は、自主防災会設立(変更)届(様式第1号)を市に提出するものとする。

(組織の名称)

第5条 組織の名称は、「〇〇〇地区自主防災会」とする。

(東温市地域防災計画での位置付け)

第6条 組織の活動・運営は、原則として組織の自主自立に委ねるものとする。ただし、災害時における機能を高めるために、組織を「東温市地域防災計画」へ明確に位置付け、役割等を定めるものとする。

(連絡協議会)

第7条 組織間相互の情報交換及び連絡調整を図るため、連絡協議会を設置する。

2 連絡協議会の組織運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(広報及び防災教育)

第8条 市は、組織の設置推進を図るため、防災関係機関との連携を図りながら、次に掲げる活動を実施するものとする。

(1) 広報活動 隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、併せて防災意識の高揚を図るため広報活動を実施する。

(2) 防災教育 地域の区長等のリーダーを対象として組織づくりを指導するとともに、災害及び防災に関する知識の普及を図るため防災教育を実施する。

(市の助成)

第9条 市は、組織の基盤づくり及びその活動を促進するため、組織に対し予算の範囲内で必要な助成を行うものとする。

(1) 防災訓練その他の活動に対する補助金の交付

(2) 救出救助資機材等の貸与

(3) 防災教育の実施

(4) 活動に対する助言及び指導

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

2 東温市自主防災組織に対する防災資機材貸与規程

(平成 19 年 6 月 10 日東温市訓令第 13 号)

改正 平成 20 年 4 月 30 日訓令第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東温市内に結成された自主防災組織に対し、育成促進及び災害時の活動に伴う資機材の支援策として、東温市が防災資機材を予算の範囲内において貸与することについて、必要な事項を定める。

(貸与基準及び貸与資機材)

第 2 条 市は、自主防災組織 1 組織に対し、原則として予算で定める組織単価同等の資機材を 1 セット貸与し、300 世帯を超える組織については、最大 2 セットの防災資機材を貸与することができる。ただし、市長が特に必要と認めたときは、資機材の変更及び追加貸与することができる。

2 前項の資機材の内訳は、別表のとおりとし、それぞれ組織が必要とする資機材を選択することができるものとする。ただし、*印については、必須備品とし括弧内の数量以上を備蓄しなければならない。

3 資機材の内訳については、必要に応じて変更することができる。

(貸与の申請)

第 3 条 防災資機材の貸与を受けようとする自主防災組織の代表者は、防災資機材貸与申請書(様式第 1 号)により市長に申請しなければならない。

(貸与の決定)

第 4 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは、貸与を決定し、防災資機材貸与決定通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

(受領書の提出)

第 5 条 自主防災組織の代表者は、防災資機材の貸与を受けたときは、品目、数量を確認し、防災資機材貸与受領書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(変更届)

第 6 条 自主防災組織の代表者は、防災資機材貸与申請書の記載事項に変更が生じたときは、ただちに変更届出書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(防災資機材の返還)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自主防災組織に対し貸与した防災資機材の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により防災資機材の貸与を受けたとき。
- (2) 組織を解散したとき。

(3) 貸与した防災資機材を目的外に使用したとき。

(防災資機材の管理)

第8条 防災資機材の貸与を受けた自主防災組織は、当該防災資機材を適正に管理し、防災活動に有効に利用しなければならない。

(防災資機材の亡失届)

第9条 防災資機材の貸与を受けた自主防災組織の代表者は、災害活動中又は防災訓練等で防災資機材を亡失したときは、速やかに防災資機材亡失届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(防災資機材の補修等)

第10条 防災資機材に修理の必要が生じた場合には、当該自主防災組織の責任で補修するものとする。

2 防災資機材に使用する乾電池等の消耗品は、当該自主防災組織において補充するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(経過措置)

第12条 この規程の施行の日の前日までに処理された手続きその他の行為は、この規程によりなされたものとみなす。ただし、旧規程により貸与された団体で、第2条第1項で定める世帯数を超えている団体については、平成20年3月31日までは本規程を適用することができるものとする。

附 則

この規程は、平成19年6月10日から施行する。

附 則(平成20年4月30日訓令第12号)

この訓令は、平成20年5月1日から施行する。

3 東温市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

(平成 20 年 3 月 28 日告示第 25 号)

改正 平成 23 年 3 月 29 日告示第 52 号 平成 25 年 3 月 29 日告示第 48 号

平成 28 年 3 月 30 日告示第 73 号 平成 29 年 3 月 30 日告示第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内の自主防災組織の防災活動の充実と地域防災力の向上を支援するため、東温市自主防災組織育成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、東温市補助金等交付規則(平成 22 年規則第 23 号)及び東温市各種補助金等交付・適用基準(平成 22 年告示第 94 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 自主防災組織とは、自主防災会設立届に基づき市長が認めた団体をいう。
- (2) 地域防災活動とは、自主防災組織が行う地域防災の意識啓発、訓練及び研修活動で、別表第 1 の(1)に示す内容のものをいう。
- (3) 防災備蓄品とは、自主防災組織が災害等に備えて備蓄するもので、別表第 1 の(2)に掲げるものをいう。
- (4) 防災資機材とは、自主防災組織が防災活動を行うために使用する資機材で、別表第 1 の(3)に掲げるものをいう。

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、次に掲げる事業を実施する自主防災組織に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 地域防災活動事業
- (2) 防災備蓄品購入事業
- (3) 防災資機材購入事業

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象は、地域防災活動、防災備蓄品の購入、及び防災資機材の購入に要する経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

(補助率等)

第 5 条 補助率、補助金限度額及び交付の制限は、別表第 2 のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 自主防災組織の代表者(以下「代表者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、自主防災組織育成事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 見積書(写)その他補助対象経費の内容が確認できる書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前項の申請があつたときは、これを審査し、当該申請が適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、自主防災組織育成事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により代表者に通知する。

(事業内容の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた代表者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、事業計画書の内容に変更が生じたとき、又はやむを得ない理由により補助事業を中止しようとするときは、自主防災組織育成事業変更(中止)承認申請書(様式第4号)により市長に申請し、承認を受けなければならない。なお、事業計画書の内容の変更にあつては、当該変更内容が確認できる書類を添付しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を完了したときは速やかに、自主防災組織育成事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第6号)
- (2) 補助対象経費の領収書又は請求書の写し
- (3) 補助事業の実施状況又は納品が確認できる写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告があつたときは、これを審査し、補助事業が適正に実施されていると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織育成事業補助金額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者は、自主防災組織育成事業補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(財産の管理等)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、十分に注意を払い、維持管理するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日告示第52号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第48号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日告示第73号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日告示第38号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(1) 地域防災活動

区 分	内 容
啓発活動	防災意識の向上を目的とする活動に要する経費（ただし、飲食に要する経費を除く。） 【例】 ・啓発用チラシ、防災マップ等の作成費、資料の購入費 等
訓練活動	防災訓練の実施に要する経費 【例】 ・訓練に要する消耗品費 ・資機材の点検、修理に要する費用 ・傷害保険に加入する場合の保険料 ・消火訓練に要する燃料費、消火器充填費 ・炊き出し訓練に要する燃料費、材料費 等
研修活動	防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加に要する経費（ただし、飲食に要する経費を除く。） 【例】 ・講師謝礼 ・資料購入費、印刷費 ・防災に関する研修参加費(受講料、申込料) 等

(2) 防災備蓄品

区 分	品 目
非常食等	ご飯類（アルファ米、備蓄用米飯 等） パン類（缶入りパン、乾パン 等） 惣菜類（缶詰、レトルト食品、乾燥野菜 等） お菓子類（クラッカー、ビスケット、チョコレート、あめ類 等） その他食品類（粉ミルク・離乳食、調味料 等） 飲料水（長期保存が可能なもの） 食器類（箸、スプーン、皿 等食事に必要な道具）
救急用具	救急用具（消毒液、傷薬、湿布薬、三角巾、包帯、脱脂綿、ガーゼ、ばんそうこう 等）
その他	市長が特に必要と認めるもの

(3)防災資機材

区 分	品 目
情報連絡用	メガホン、腕章、ベスト、ラジオ、携帯用無線機 等
消火用	消火器、バケツ 等
水防用	ロープ、防水シート、つるはし、スコップ、かけや、両口ハンマー、土のう袋、杭、一輪車 等
救出救護用	ヘルメット、はしご、脚立、担架、防塵（防煙）マスク、毛布、のこぎり、ジャッキ、シート、バール、手斧、番線カッター、救命胴衣 等
給食給水用	給水タンク、調理器具 等
避難用	発電機、投光器、リヤカー 等
その他	資機材収納庫、テント、ポータブルトイレ 等 市長が特に必要と認めるもの

別表第2(第5条関係)

事業区分	補助率	補助金限度額		交付の制限
自主防災組織育成事業 (1)地域防災活動 (2)防災備蓄品購入 (3)防災資機材購入	2分の1以内	組織活動世帯数	限度額	1. 実施する事業の内容については、(1)(2)(3)の単独又は複数で行うことができる。 2. 同一年度内において、複数回事業を行い、その都度補助金交付申請を行う場合、各組織の年度内における補助金合計額の上限は、左欄に掲げる補助金限度額とする。
		100世帯未満	40,000円	
		100以上 500世帯未満	60,000円	
		500以上 1,000世帯未満	80,000円	
		1,000世帯以上	100,000円	

備考 上記により計算した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 東温市自主防災組織活性化支援事業費補助金交付要綱

(令和元年 9 月 30 日告示第 80 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、自主防災組織（東温市自主防災組織設置要綱（平成 23 年東温市告示第 12 号）に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）の活性化を図るため、自主防災組織が実施する組織活性化のための事業に対し、予算の範囲内において東温市自主防災組織活性化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、東温市補助金等交付規則（平成 22 年東温市規則第 23 号）及び東温市各種補助金等交付・適用基準（平成 22 年東温市告示第 94 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区防災計画の作成に関する事業
- (2) 地域の防災訓練の実施に関する事業
- (3) 地域の防災対策に関するワークショップに関する事業
- (4) その他自主防災組織の活性化及び連携促進を図るため、市長が適当と認める事業

2 補助金の交付対象となる経費は、別表のとおりとする。

3 補助率は、10 分の 10 とする。

4 市長は、補助対象事業を行った自主防災組織に対し、原則 1 回に限り補助金を交付するものとする。

(交付額の算定方法)

第 3 条 補助金の交付限度額は、1 自主防災組織当たり 80,000 円とする。この場合において、複数の自主防災組織が共同で事業を実施する場合は、80,000 円に事業を実施する自主防災組織数を乗じて得た額とする。

2 補助金の交付額は、単独又は共同で実施する自主防災組織の事業ごとに、補助対象経費と前項の限度額を比較し、いずれか低い額とする。

3 前項の交付額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 自主防災組織は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により自主防災組織に通知するものとする。

（補助事業の変更承認申請等）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた自主防災組織（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金が減額となる場合

(2) 補助事業の内容を変更する場合

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業の実績について、補助事業の完了の日から起算して30日以内（前条第2項の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から30日以内）に、補助事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第8条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条第2項の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第11条 市長は、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができるものとする。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第8号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) この告示により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他交付金等事業に関して、不正の行為があったとき。
- (4) 市長が、第6条第2項による承認をしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、第1項の規定により交付決定の取消しをしたときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（補助事業者の財産管理）

第13条 補助事業者は、自主防災組織が、この事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、次項及び第3項の規定により適正に管理運用等を行うよう指示しなければならない。

2 自主防災組織は、取得財産等を善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、交付目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

3 自主防災組織は、取得財産等について管理台帳を設け、保管状況を明らかにしておかななければならない。

（関係書類の保管）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を整理し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定された補助金については、同日後もなおその効力を有する。

5 東温市防災士資格取得支援助成金交付要綱

(平成 19 年 6 月 1 日告示第 38 号)

改正 平成 23 年 3 月 29 日告示第 53 号 平成 24 年 9 月 20 日告示第 117 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、大規模災害の発生が懸念されるなか、市民の自助、共助を原則として社会のさまざまな場において、減災と社会の防災力向上のために十分な意識、知識及び技能を有する者(以下「防災士」という。)の資格取得に関し、東温市補助金等交付規則(平成 22 年規則第 23 号)及び東温市各種補助金等交付・適用基準(平成 22 年告示第 94 号)に基づき、要した費用を助成することにより、地域における防災リーダーを養成し、地域防災力のさらなる向上を図るとともに、自主防災組織の育成を目的とする。

(助成の対象者)

第 2 条 助成金交付の対象となる者は、次の各号全てに該当する者で交付決定を受けた者であって、日本防災士機構が防災士として認証した者とする。

- (1) 東温市内の自主防災組織又は消防団の一員で、地域の活動に積極的に関わっている者
- (2) ボランティア精神が旺盛である者
- (3) 資格取得後、おおむね 10 年間は市と協働して活動ができる者
- (4) 次条に規定する助成の対象事業を全て実行できる者
- (5) 市税等の滞納がない者

(助成の対象事業)

第 3 条 防災士資格取得に必要な次の各号(以下「助成事業」という。)を助成の対象とする。

- (1) 日本防災士機構が認証した研修機関による研修
- (2) 日本防災士機構の防災士資格取得試験
- (3) 日本防災士機構への防災士認証登録申請
- (4) 普通救命講習

(助成の対象経費及び助成金の額)

第 4 条 助成事業のうち、助成の対象となる経費及びこれに対する助成金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災士研修講座受講料 53,000 円
- (2) 防災士資格取得試験受験料 3,000 円
- (3) 防災士登録料 5,000 円
- (4) 市が指定する会場研修地までの往復旅費及び宿泊費

東温市職員の旅費に関する条例(平成 16 年条例第 47 号)の規定に準じた額

2 資格取得受験において不合格の場合は、次回以降に必要となる経費は助成対象者の負担とし、合格した時点で第7条に規定する手続を行なうことができる。ただし、請求可能期間は、次年度末とする。

(申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、東温市防災士資格取得支援助成金交付申請書(様式第1号)に別途定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合はその内容を審査し、適当と認めるときは、東温市防災士資格取得支援助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 公募等を行った結果、申請者が助成予定対象人数を超える場合は、公平かつ厳選にその都度適切な方法で決定するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、東温市防災士資格取得支援助成金交付請求書(様式第3号)に次の各号の書類及び口座振替依頼書を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 普通救命講習受講済認定証
- (2) 防災士研修講座の認証状
- (3) 防災士証
- (4) 前条第1項に規定する助成対象経費の領収書
- (5) 防災士資格取得結果実績報告書(様式自由)

2 市長は、前項に規定する請求書を受理した場合は、その日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成を受けた者が次の各号の一に該当したときは、助成金の交付を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の目的に使用したとき。
- (3) この告示に規定された義務を履行しないとき。

(協力依頼)

第9条 市長は、必要と認めるときは、助成金を交付した者に対し、防災に関する市の活動に対して協力を求めることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 29 日告示第 53 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 20 日告示第 117 号)

この告示は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

6 東温市防災行政無線戸別受信機等購入費補助金交付要綱

(平成 27 年 3 月 31 日告示第 58 号)

改正 平成 29 年 3 月 28 日告示第 30 号 平成 30 年 3 月 26 日告示第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、災害時及び災害発生のおそれがある場合並びに市からの行政連絡等を迅速かつ的確に行うため、市の同報系防災行政無線からの情報を受信するための装置（以下「戸別受信機」という。）及び電波受信状況により必要となる空中線設備（以下「アンテナ」という。）を購入し設置する世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、東温市補助金等交付規則（平成 22 年規則第 23 号）及び東温市各種補助金等交付・適用基準（平成 22 年告示第 94 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象世帯)

第 2 条 補助の対象となる世帯は、市内に住所を有する世帯で、市税の滞納がない世帯とする。

(補助対象機器等)

第 3 条 補助対象となる戸別受信機及びアンテナ（以下「機器」という。）の種類並びに補助率等は、別表のとおりとする。

(機器の購入申込み)

第 4 条 機器を購入し設置する世帯の代表者は、東温市防災行政無線戸別受信機等購入申込書（様式第 1 号）により申し込まなければならない。ただし、1 世帯につき、それぞれ 1 台を限度とする。

(補助金の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする世帯の代表者（以下「補助事業者」という。）は、東温市防災行政無線戸別受信機等購入費補助金交付申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第 6 条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、東温市防災行政無線戸別受信機等購入費補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第 7 条 補助事業者は、機器を購入し設置を完了したときは、速やかに東温市防災行政無線戸別受信機等購入費補助金実績報告書兼請求書（様式第 4 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 設置状況又は納品が確認できる写真

(3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書兼請求書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(保守及び管理)

第9条 機器の保守及び管理は、補助事業者が行わなければならない。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日告示第30号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日告示第22号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象となる機器の種類及び補助率等

機器の種類		補 助 率 等	
戸別受信機	市内全域 (山之内を除く)	一般世帯	1/2以内、限度額 24,000円
		要配慮者等世帯	3/4以内、限度額 37,000円
	山之内	一般世帯	3/4以内、限度額 37,000円
		要配慮者等世帯	9/10以内、限度額 44,000円
ダイポール型 アンテナ	市内全域 (山之内を除く)	一般世帯	1/2以内、限度額 13,000円
		要配慮者等世帯	3/4以内、限度額 20,000円
	山之内	一般世帯	3/4以内、限度額 20,000円
		要配慮者等世帯	9/10以内、限度額 30,000円
3素子八木型 アンテナ	市内全域 (山之内を除く)	一般世帯	1/2以内、限度額 126,000円
		要配慮者等世帯	3/4以内、限度額 189,000円
	山之内	一般世帯	3/4以内、限度額 189,000円
		要配慮者等世帯	9/10以内、限度額 284,000円

備考 本表により、戸別受信機等購入費補助金を計算した額に、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
<p>[一般世帯]</p> <p>(1) 要配慮者等世帯以外の世帯</p> <p>[要配慮者等世帯]</p> <p>(1) 高齢者（75歳以上）がいる世帯</p> <p>(2) 身体障がい者（身体障害者手帳1～3級）がいる世帯</p> <p>(3) 知的障がい者（療育手帳所持者）がいる世帯</p> <p>(4) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1～3級）がいる世帯</p> <p>(5) 介護保険法の要支援又は要介護と認定された者がいる世帯</p> <p>(6) 小学生以下の子がいる世帯</p> <p>(7) その他災害時において支援を必要とする者がいる世帯</p> <p>※ ただし、要配慮者等が施設に入所している世帯については一般世帯とする。</p>

7 東温市防犯灯設置補助金交付要綱

(平成 22 年 3 月 24 日告示第 16 号)

改正 平成 23 年 3 月 29 日告示第 51 号 平成 27 年 3 月 26 日告示第 48 号

平成 30 年 9 月 14 日告示第 80 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、行政区が防犯灯の整備促進を図るため、防犯灯の設置経費等に対する補助金を交付することについて、東温市補助金等交付規則(平成 22 年規則第 23 号)及び東温市各種補助金等交付・適用基準(平成 22 年告示第 94 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の範囲及び基準)

第 2 条 防犯灯の補助金の補助対象経費、補助率及び補助限度額は次表に定めるとおりとする。ただし、LED防犯灯の器具の更新につき現に要した経費が次表に定める額以下であるときは、現に要した額とする。

補助対象経費	補助率	補助金限度額
LED防犯灯の器具の更新	定額	1 灯につき 10,000 円
従来型防犯灯から LED防犯灯への器具の更新	10 分の 8 以内	1 灯につき 15,000 円
LED防犯灯の新設	10 分の 8 以内	1 灯につき 25,000 円
LED防犯灯用の支柱の新設(建替時の撤去費含む)	10 分の 8 以内	1 本につき 25,000 円

備考

1 上記により計算した額に、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 新たな支柱に防犯灯を設置する場合は新設扱いとする。

(交付の申請)

第 3 条 行政区が防犯灯を新設又は器具の更新をし、補助金の交付を受けようとするときは、防犯灯設置補助金交付申請書(様式第 1 号)に関係書類を添えて市長に申請するものとする。

(交付の決定)

第 4 条 市長は、前条の申請を受けたときは、申請内容を速やかに審査し、適当と認める場合は申請者に対し補助金交付決定通知書(様式第 2 号)を交付するものとする。

(補助金の請求)

第5条 行政区は、防犯灯設置完了後直ちに防犯灯設置補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により補助金交付請求書の提出を受けた場合は、速やかに審査を行い予算の範囲内において、当該申請者に交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すとともに、既に交付している補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(1) 補助事業の実施方法が不当であると認められるとき。

(2) 補助金を目的外に使用したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日告示第51号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日告示第48号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月14日告示第80号)

この告示は、平成30年9月14日から施行する。

8 とうおんアプリ

「とうおんアプリ」は、東温市の防災情報や暮らしに役立つ市からのお知らせを手軽に受け取れるアプリです。

アプリ機能 ①

防災情報

防災行政無線の音声や市からの防災情報や気象情報、地震情報などを受け取ることができます。

緊急情報



アプリ機能 ②

市からのお知らせ

暮らしに役立つ市からのお知らせなどの各種情報を受け取ることができます。

暮らしに役立つ



アプリ機能 ③

防災マップ情報

東温市が発行している防災マップの情報を確認できます。

防災マップ情報



アプリ機能 ④

いざというときに

災害時の安否確認や役立つリンク集を確認できます。

災害時の安否確認



アプリの登録方法

① ストアからアプリのダウンロードを行う



② アプリを起動する

端末のホームからアプリのアイコンをタップしてください。



③ アプリの設定を入力する

アプリの説明に従って、各設定を入力してください。



④ 防災情報を確認できます

防災情報を確認できるようになります。



東温市LINEにもアプリダウンロードリンクボタンを用意しています。



東温市LINEもご活用ください。

① 市民通報機能

道路のへこみ、破損などの異常があったとき、LINEを使って通報できます。

② ごみの分別検索機能

捨てたいごみの名前を入力すると、ごみの分別方法を回答します。

市からのお知らせはもちろん、暮らしに役立つ機能が満載です



東温市 総務部 危機管理課

〒791-0292

住 所 愛媛県東温市見奈良 530 番地 1

T E L 089-964-4483

F A X 089-964-1609

H P <https://www.city.toon.ehime.jp>